

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	P. 1
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	P. 4
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P. 4
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	P. 4
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	P. 7
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 8
7. 施設・設備等の整備計画	P. 12
8. 既設の学部（修士課程）との関係	P. 14
9. 入学者選抜の概要	P. 14
10. 取得可能な資格	P. 16
11. 管理運営	P. 16
12. 自己点検・評価	P. 17
13. 情報の公表	P. 18
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	P. 20

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本学における設置を目指すに至った経緯

1) 本学の沿革

名城大学は、学校法人名城大学によって、昭和 24 年に新学制に基づき、第一商学部が設置認可されて以来、常に社会のニーズに応える教育研究を展開することを旨に、学部・学科及び大学院の増設整備を行い、総合大学としての基盤を確立し、次代の我が国を担う人材育成を実践してきました。その基本的な思考は、学校法人名城大学寄附行為第 3 条に定める本学校法人の目的「穩健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という“立学の精神”に置き、法学、経営学、経済学、理工学、農学、薬学、都市情報学、人間学等の各学問領域において、教育・研究・社会貢献を実践し、総合大学として整備充実を図ってきました。

平成 28 年 4 月には新たに外国語学部を開設して 9 学部及び 11 研究科となり、中部地区を代表する文理融合型総合大学として、発展し続けております。

2) 本学の施策

本学では、学齢人口の減少を背景に、他校との差別化を図る仕組みづくりが必要との認識の下、平成 15 年 10 月から 1 年 2 ヶ月に亘る議論と作業を経て、2015 年を目途とする戦略プランである「学校法人名城大学における基本戦略について (Meijo Strategy-2015)」(通称：MS-15) を立案し、早くから大学改革に取り組んできました。その取り組みの成果は、志願者数や実就職率の向上など、様々な形で現れてきております。この MS-15 は、2015 年を目標年とすることから、2015 年度からは、開学 100 周年にあたる 2026 年を目標年とする戦略プラン「Meijo Strategy-2026」(通称：MS-26) を新たに策定し、始動しております【資料 1】。

MS-26 では、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」をビジョンとして掲げ、「生涯学びを楽しむ」という価値観の下、キャンパスの内外でのコミュニティを通じて学生が成長する大学づくりを目指しています。

この理念に基づき、大学院に係っては、「教育の充実」のドメインのもとに、「大学院教育・研究の質保証」を行動目標に掲げ、「高度専門職業人養成に向けた教育プログラム開発」を戦略計画として打ち出しています。さらに、「研究の充実」のドメインでは、「研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図り、教育と社会に還元する」を基本目標としており、本学のこれまでの長い歴史の中で、実学を重視し、真に社会に有用な研究を進めてきた伝統を礎に、学問の探求とそれらの研究に裏打ちされた教育の実践・応用を行っています。

3) 本学理工学研究科の沿革

名城大学大学院理工学研究科は、昭和 52 年 4 月に工学研究科として電気電子工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻修士課程の設置をはじめりとして、平成 2 年 4 月に機械工学専攻修士課程を増設しています。そして、平成 5 年 4 月に数学専攻修士課程を設置したことにより、研究科名を工学研究科から、現在の理工学研究科へ名称変更しています。

その後、平成 12 年 4 月の理工学部の 6 学科から 9 学科体制への改組に連動し、平成 14 年 4 月には、理工学研究科修士(博士前期)課程は情報科学専攻(平成 20 年 4 月に情報工学専攻へ名称変更)、材料機能工学専攻および環境創造学専攻を増設して 9 専攻体制となり、現在に至っています。

また、平成 4 年 4 月に機械工学専攻博士後期課程と建設工学専攻博士課程を設置し、平成 5 年 4 月に電気電子工学専攻博士後期課程、平成 7 年 4 月に数学専攻博士後期課程を設置したことにより、学部から大学院修士課程・博士課程と一貫した教育・研究体制を整えることができました。なお、博士課程は、平成 16 年 4 月から、数学専攻博士後期課程、電気電子・情報・材料機能工学専攻博士後期課程、機械工学専攻博士後期課程、社会環境デザイン工学専攻博士課程の 4 専攻体制となり、現在に至っています。

(2) 理工学研究科メカトロニクス工学専攻設置の意義

メカトロニクス工学専攻は、本学大学院理工研究科で教育研究を実践してきた機械工学、交通機械工学および材料機能工学専攻の教育研究領域を基盤とし、電子機器及び機械装置の構成とそのシステム機能に関する俯瞰的な理解に基づき、システム構成機器の設計及び研究を行うメカトロニクス技術分野の高度技術者・研究者養成を期して構想しました。

日本のものづくり産業は、高い国際競争力を維持しているといわれますが、開発途上国の激しい追い上げに伍していくためには、これまでになかった創造的装置やそのシステムを生みだし、継続的に付加価値の高い製品づくりを目指すことが求められています。このことを実現するには、学問領域にこだわらない柔軟かつ俯瞰能力を持った人材養成が不可欠といえます。特に、ものづくり産業においては、ハードウェアを包含する複雑系の課題を要素の高度化だけでなく、新しいシステム概念を構築して解決できる俯瞰能力の高い人材が益々重要になってきます。

本学のある中部地区は、世界的にも特筆すべき自動車産業や航空機産業の集積地であり、上記の状況に対し、ものづくりの新しい学問と技術を創造していく必要があります。メカトロニクス工学専攻は、人材の高度化、特に、俯瞰力を持って複雑なメカトロニクスシステムの設計を可能とする高度設計技術者を養成すること、および、もはや避けて通れない高度なメカトロニクスシステム技術を駆使し国際的貢献できる人材養成を目的として、理工学研究科メカトロニクス工学専攻を設置します。

(3) 理工学研究科メカトロニクス工学専攻の教育研究目標

既に述べたようなものづくりを基盤とする社会の要請に基づき、メカトロニクス工学専攻で養成すべき人材を広義には、“電子機器、および機械装置の構成とそのシステム機能を俯瞰的に理解でき、システム構成機器を研究・開発・設計可能な技術者”とし、養成すべきメカトロニクス技術者と定義します。しかし、電子機器や機械装置も多種多様であるので、専攻の教育研究においては、俯瞰すべき対象を焦点化した人材育成を行います。すなわち、狭義には、“電子機器、動力伝達機器、生体・医療機器等のいずれかを俯瞰的に理解でき、その代表的構成機器を研究・開発・設計することが可能な技術者”に焦点化するものであります。特に、この技術分野の根幹は機器・機械機能の論理化・ソフトウェア化のための“機器全体機能の発現を可能にする機能要素のモデリング”であると位置づけるものであります。

以上を踏まえ、メカトロニクス工学専攻では、電子機器及び機械装置の構成とそのシステム機能に関する俯瞰的な理解に基づき、システム構成機器設計を行うメカトロニクス技術分野について探究・推進し、電子機器・機械装置の動力伝達機器やそのシステム、医療機械等の生体に係わる機器について、その必要機能の構築、モデリング及び評価に重点をおいた教育を推進します。

(4) 理工学研究科メカトロニクス工学専攻はどのような人材を育成するのか

1) 理工学研究科メカトロニクス工学専攻の人材養成目的

メカトロニクス工学専攻では、メカトロニクス分野における高度専門技術者の育成をベースとします。ここで育成する高度なメカトロニクス工学技術者は、技術者として自立した倫理観、社会適応性、および、世界的視野を有し、物事を客観的に論理的に議論できる能力を有することを重視します。またメカトロニクスシステムとその構成要素機器機能を理解でき、あわせてメカトロニクスシステム機能の俯瞰的モデリングとその実現性を評価でき、かつ実際に応用できる人材の養成を目的とします。

より具体的には、以下の能力を修得させることを目的とします。

- ①技術者として自立した倫理観と社会適応性、および世界的視野を有し、物事を客観的に、かつ論理的に議論できる能力
- ②メカトロニクスとそのシステム領域における自分の専門分野に限定しない、複雑なメカトロニクスシステムに関する問題解決のための思考力と行動力
- ③高度な電子機器要素システム、機械要素システム、生体・医療機器要素システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、その代表的機器、もしくは装置システムを設計・開発できる能力
- ④複雑な電子機器システム、機械システム、生体・医療機器システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、創造的機械システムの設計に取り組める能力
- ⑤先端的メカトロニクスシステム技術を駆使し、国際的に貢献できる能力

2) 理工学研究科メカトロニクス工学専攻修了後の進路

経済産業省の委託を受けた日本機械学会による必要人材調査等において、中小から大企業の全般にわたってメカトロニクス技術者の必要性が示されています【資料2】。特に製造業の20%がメカトロニクスを基幹技術として挙げており、必要技術としているものも加えると50%以上となっています。また、中部経済連合会の中部地域の新産業構造ビジョンの提言において、次世代自動車産業、航空宇宙産業、長寿ヘルスケア産業などの5つの牽引力産業に対して、それらの基盤となる産業の中にメカトロニクスやロボット産業が挙げられており、メカトロニクスは次世代産業の推進に不可欠な技術として期待されています【資料3】。このような社会動向より、メカトロニクス技術者の必要性はますます高まるものと考えられます。

メカトロニクス工学専攻では電気電子機器および機械システムなどにわたる境界技術領域を取り扱います。したがって、修了後はメカトロニクス工学専攻の基礎となる電気電子工学専攻、材料機能工学専攻、機械システム工学専攻、交通機械工学専攻の修了生が就職している企業の業種が進路として期待されます。また、進展著しい医療・バイオ・薬品分野なども新たに注目すべき重要な分野です。このように広範な範囲での活躍が期待されることを踏まえ、以下のような分野への進路を設定します。

- ①電気系分野（電気アクチュエータ機器系企業、制御・FA 関連機器系企業、半導体・電子機器デバイス製造機器系企業、電子・事務機器系企業、ロボット・コントローラ系企業）における研究者・技術者
- ②機械系分野（自動車・搬送系・建設系企業、工作機・産業機械系企業、エネルギー系企業、精密機器系企業、部品系企業、エンターテインメント、インフラ構築・保全企業、環境機

- 器・システム企業)における研究者・技術者
- ③生体・医療系分野(医療系企業、薬品系企業(薬品、生産、包装系を含む)、食品系企業(生産システムを含む))における研究者・技術者
- ④高等学校の教員(工業)
- ⑤公務員
- ⑥大学院博士後期課程進学

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

メカトロニクス工学専攻は旧来の工学とは異なる学際的・複合的な分野で、修士課程までの構想であり、博士課程の設置は予定していません。メカトロニクス工学専攻修了後、一つの分野に対して深く研究を掘り下げることが希望する学生は、既存の博士後期課程(機械工学)において研究を行うことが望ましいと考えられるので、学生の指導が継続的に実施できるように、メカトロニクス工学専攻の教員は既存の専攻において、博士後期課程の教育研究も担当することになります。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

設置を計画している専攻は、電子機器及び機械装置の構成とそのシステム機能に関する俯瞰的な理解に基づき、システム構成機器の設計を行うメカトロニクス技術分野について探究・推進し、電子機器・機械装置の動力伝達機器やそのシステム、医療機械等の生体に係わる機器について、その必要機能の構築、モデリング及び評価に重点をおいて教育研究を推進するという構想であることから、専攻の名称は「メカトロニクス工学専攻」とします。

英語名称については、「理工学研究科」の英語名は国際的にも誤解なく示すことのできる「Graduate School of Science and Technology」とし、「メカトロニクス工学専攻」の英語名はメカトロニクス技術分野を教育研究領域とすることから、「Department of Mechatronics Engineering」とします。

(2) 学位の名称

学位の名称は、研究科・専攻名称との対応をもとに、「修士(工学)」といたします。学位の英文名称は、修士(工学)として一般的である「Master of Engineering」とします。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成方針

メカトロニクス工学では、その基礎的かつ最も重要な概念であります、システムの機能モデリングのコア知識などを学ぶことはもちろん、メカトロニクス工学が工学の多くの分野を基礎として成り立っていることから、関連工学分野の基礎知識が要求されています。従って、システムの機能を構成する基本原理に基づく合理的な理解を基に解明できるようにすることを目的とした、先進的なメカトロニクス工学の教育を行うカリキュラム編成とします。具体的には、

- ①特論・演習・実験などを通じて自己研鑽しながら学んでいく講義・演習・実験一体化教育システムによる人材養成
- ②実践教育での経験を生かした基礎学力の応用によるメカトロニクスシステムの研究開発能力の

向上

③先端メカトロニクス工学を学ぶために英語授業も含めた科目を編成して幅広い視野の充実を図ることによる国際的に通用する能力の涵養に主眼を置いて、教育課程を編成しています。

(2) 教育課程編成の考え方及び特色

1) 教育課程の基本的な構成

メカトロニクス工学専攻では、4つの専門分野(システムデバイス学、センシングシステム学、機能システム構築学、マルチスケールメカトロニクス)を中心に、電磁気学、電子デバイス、制御・計測システム、知能ロボット、制御工学、ナノ・マイクロメカトロニクス、マイクロロボットなど基幹的かつ先端的な内容の講義科目と研究開発能力を養成する実験・演習系科目からカリキュラムを構成しています。

2) 専攻分野の特色

メカトロニクス工学専攻では、機械、電気、情報とその複合システムを構築する人材の育成のために、以下の4つの専修分野を配置します。

システムデバイス学：メカトロニクス技術において計測、通信、情報処理、電気エネルギー供給などにおいて用いられる様々な電気電子デバイスの基礎およびそれらの計測・制御システムへの適用について学びます。

センシングシステム学：メカトロニクスシステムは「認知、判断、行動」を行う高度な機械、電気、情報システムを実現することを目指しています。「認知」の部分を担当するセンシングシステムは人間の5感を人工実現する技術であり、センサの原理・構造、センシングシステムについて学びます。

機能システム構築学：メカトロニクスシステムは、要素技術というよりも、多数の技術を駆使する機能システムの代表であります。機能システムの制御を実現するための基礎となる制御理論を学ぶだけでなく、コンピュータによるシステム解析・設計の知識を理解すると共に、制御システム関連などについて体系的に学びます。

マルチスケールメカトロニクス：メカトロニクス技術においてインテリジェントなシステムの制御、ナノスケールからマクロスケールまでのメカトロニクス機器の設計、加工、システムアーキテクチャーの構築の方法について学びます。

3) 関連分野に関する基礎的素養の涵養への配慮

メカトロニクス工学専攻では4つの専修分野を基幹研究分野として位置づけ、そのうちの1つから専修科目を選んで専門性を高めることとしていますが、他の専修分野、および理工系のメカトロニクス工学以外の分野についても理解を深める必要があります。このため、修了要件として、「専修科目以外の授業科目(他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。)の中から18単位以上」取得することを求めています。この要件を付すことにより、学生は専門性を高めると同時に、メカトロニクス工学全体、および理工系の他分野に関する素養も身につけることができます。

また、理工学研究科では、国際的に活躍する技術者として必要な素養である倫理観や英語を学びます。すべての専攻に共通する科目として、技術者として理解すべき社会情勢・倫理観などを学ぶための「特別講義Ⅰ,Ⅱ」と、国際的な競争のなかで活躍するために不可欠な「科学技術英語」も共

通する科目として配置します。

(3) 教育課程における教育研究内容

メカトロニクス工学専攻では、システムデバイス学、センシングシステム学、機能システム構築学、マルチスケールメカトロニクスの4つの専修分野で教育研究を行います。

1) システムデバイス学 (専修分野)

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：5科目 10単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

電磁気学、物性論などに基づく電気電子デバイスの基礎とあわせて、実用の場で重要である実装技術、微弱信号取得・処理技術などを学ぶことにより、システム化を重視したデバイス基礎・応用の実践的教育研究を行います。

2) センシングシステム学 (専修分野)

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：5科目 10単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

センサに関する基礎、原理的に適合したセンサの選択、アプリケーションへの適用、そして優れたシステムを構築するための知識を学びます。特に自動車用、ロボット用センサを例に取り、センサの設計、製作、設置手法と高度なシステムを実現するための能力を身につけます。

3) 機能システム構築学 (専修分野)

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：5科目 10単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

知能システムの制御を実現するための基礎となる制御理論を学び、システム解析・設計の知識を理解すると共に、メカトロニクス関連技術について教育研究を行います。

4) マルチスケールメカトロニクス (専修分野)

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：6科目 12単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

インテリジェントなシステムの制御、ナノスケールからマクロスケールまでのメカトロニクス機器の設計、加工技術を学ぶだけでなく、生体・医療系分野での生体の挙動に関する基礎・応用の実践的教育研究を行います。

5) 理工学研究科共通科目

<授業科目の構成>

- ・ 共通科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

理工学研究科共通科目として、企業でのインターンシップを行うアドバンスト・インターンシップ、科学技術領域の英語に焦点を絞った科学技術英語、理工学分野の広い専門知識の修得を目指した特別講義Ⅰ、Ⅱを8単位分配置し、学生はそれらの科目の中から2単位以上を取得するものとします。

(4) 授業科目に対する単位数の考え方

講義(特論)科目については、1単位あたり15時間、演習・実験科目については、1単位あたり30時間の教室内における学習を必須としますが、いずれの科目も学生が主体的に学習する授業方法を基準とし、授業準備のための教室外での学習活動として、相当時間数を要するため、実質的には1単位あたり45時間の学習を学生に求めることとします。

(5) 成績評価方法及び基準

各科目の評価は、シラバスに定める到達目標に基づき、その達成度を調べるための課題(試験、レポートなど)により行います。

評価基準としては、A(80点以上)・B(70点～79点)・C(60点～69点)評価が合格、F(60点未満)評価は不合格として取り扱います。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の配置の考え方

教育課程に沿ってメカトロニクス技術者を養成するために、教育と研究に十分な業績と力量を有する教員により組織編成することを基本的な考え方としています。各教員の学位、研究業績、大学院における教育業績と授業科目との適合性を最重視し、各科目の担当教員として配置しました。

専任教員は、メカトロニクス技術分野の十分な研究業績を有するとともに、本学または他大学において、大学院の専門教育担当実績があるので、人材養成目的を十分理解した上で、メカトロニクス工学専攻の教育研究に従事することができます。

兼任教員についても、メカトロニクス技術分野に関連する分野の研究業績と大学院における教育業績を十分に積んだ教員を配置しており、専任教員と協力して教育研究成果があげられる体制を整えています。

(2) 教育課程と教員組織との係わり

メカトロニクス工学専攻の教育研究領域(システムデバイス学分野、センシングシステム学分野、機能システム構築学分野、マルチスケールメカトロニクス分野)には、業績・経験の優れた教員を7名(うち4名は教授)配置し、体系的な教育課程を保証する教員組織とします。教授及び准教授の教員は全員博士の学位を取得しています。完成年度における各分野における教育課程と教員組織の関係は以下のとおりです。

1) システムデバイス学分野

電磁気学、物性論などに基づく電気電子デバイスの基礎とあわせて、システム化を重視したデバイスの関連技術の教育研究を行うために、応用電磁気学、電子デバイス学、計測システム学などを専門とする専任教員2名(教授1名、准教授1名)を配置します。

2) センシングシステム学分野

センサに関する基礎とあわせて、センサの選択、アプリケーションへの適用、システム構築の

関連技術の教育研究を行うために、センシングシステム、知能センサ学、ロボットシステムデザイン学などを専門とする専任教員2名（教授1名、准教授1名）を配置します。

3) 機能システム構築学分野

知能システムの制御を実現するための基礎となる制御理論とあわせて、システム解析・設計関連技術の教育研究を行うために、知能システム制御工学、制御工学などを専門とする専任教員1名（教授1名）を配置します。

4) マルチスケールメカトロニクス分野

インテリジェントなシステムの制御基礎とあわせて、ナノスケールからマクロスケールのアプリケーション、生体・医療系分野での生体の挙動の関連技術の教育研究を行うために、ナノ・マイクロメカトロニクス、ナノ・マイクロ知能システム、マイクロロボット学などを専門とする専任教員2名（教授1名、准教授1名）を配置します。

(3) 教員の年齢構成

メカトロニクス工学専攻の専任教員の完成時の年齢構成としては、教授4名のうち、50歳～59歳が2名、60歳～69歳が2名、准教授3名のうち、30歳～39歳が2名、60歳～69歳が1名です。

本学の定年制度は、平成7年4月1日以前に採用された教育職員の定年は満72歳、平成7年4月2日以降に採用された教育職員の定年は満68歳、更に、平成17年4月2日以降に採用された教育職員は満65歳です【資料4】。

メカトロニクス工学専攻専任教員では、申請段階で既に雇用を延長している65歳定年者が1名おりますが、完成年度まで雇用を延長し、責任をもって教育研究の任務を遂行します。また並行して、教育研究の質保証を念頭に置いた補充計画を立て、教員組織編成の整備充実を図っていくこととします。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

メカトロニクス工学専攻では、養成する人材像として、①技術者として自立した倫理観と社会適応性、および世界的視野を有し、物事を客観的に、かつ論理的に議論できる能力を有する技術者、②メカトロニクスとそのシステム領域における自分の専門分野に限定しない、複雑なメカトロニクスシステムに関する問題解決のための思考力と行動力を有する技術者、③高度な電子機器要素システム、機械要素システム、生体・医療機器要素システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、その代表的機器、もしくは装置システムを設計・開発できる能力を有する技術者、④複雑な電子機器システム、機械システム、生体・医療機器システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、創造的機械システムの設計に取り組める能力可能を有する技術者、⑤先端的メカトロニクスシステム技術を駆使し、国際的に貢献できる能力を有する技術者の5点を掲げています。この人材養成目的に沿った形で身につけるべき能力の証明としての「学位授与方針」、身につける能力を体系的に学ぶ上で大事にしている基本方針としての「教育課程編成方針」、2年間の教育課程に沿って学習・研究を進めるために必要な基礎的能力・素養についての「入学者受け入れ方針」をそれぞれ定め、その下で、入学から修了まで教育方法、研究指導が組み立てられています。以下、修士課程の水準に相応したそれぞれの方法について具体的に示していきます。

1) 教育方法

メカトロニクス工学専攻では、人材養成目的に沿った能力を身につけさせるために、講義及び実験・演習を効果的に組み合わせることをし、開設する授業科目の総数は、講義 24 科目、実験・演習 16 科目とします。また、授業ごとの学生数については、いずれも少人数を原則として、特に、研究指導科目については、個別指導を中心として行うこととします。共通科目では、理工学研究科全体に共通する教育目的に即して、理工学の研究者・技術者として持つべき専門的素養や技術者倫理を身につけさせます。

1 年次前期には、各専門分野の基盤になる基礎科目として応用電磁気学特論、センシングシステム特論、知能システム制御工学特論、ナノ・マイクロシステム制御特論、特別演習・実験 I A などを配置します。

1 年次後期には、各専門分野の基礎知識の継続として、電子デバイス学特論、知能センサ学特論、制御工学特論、ナノ・マイクロ知能システム特論、特別演習・実験 I B などを配置します。1 年より、課題研究を選択した学生には、選択した研究分野の特論と特別演習・実験を連携した形で講義・演習・実験一体化教育を行います。

2 年次前期では、研究分野を選択した学生には、1 年次の講義・演習・実験一体化教育を活かして研究の具体的な方向性および内容を踏まえた修士論文計画の作成へと導きます。その計画に基づき、修士論文作成の指導を行い、最終的に論文審査と最終試験を課します。

共通科目では、理工学研究科全体に共通する教育目的に即して、理工学の研究者・技術者として持つべき専門的素養や技術者倫理を身につけさせます。

また、大学院教育における単位制度の実質化を図る観点から、授業の方法に応じて、当該授業における教育効果及び授業時間外に必要な学修などを考慮して 1 単位当たりの時間数を設定することにより、教育の質の確保を図ることとしています。

2) 履修指導

学生が修了後の目的を明確に認識させ、それに向けて必要な課題を体系的に学修することが可能となるように、きめ細かな履修指導を行うこととしており、年度初めにオリエンテーションを行います。その際、学生の興味、関心や修了後の進路に応じた典型的な履修モデルを提示するとともに、指導教員による組織的な履修指導体制を整備し、研究指導教員の連携のもとに、入学から修了までの継続的な個別の履修指導を行うこととします。

3) 研究指導

1 年次の研究指導は、専任教員が「特別演習・実験 I A・I B」において個別指導を定期的に継続しておこないます。また、多角的な指導を受けられるよう集団指導の機会も設けます。「特別演習・実験 II A・II B」は 2 年次に設定していますが、入学時より各専門分野の指導教員への個別相談の機会を設けて準備を進め、2 年次春学期に研究計画書を作成して構想発表会を行います。また秋学期の適切な時期に中間発表会（研究発表会）を設定し、完成まで目標をもって修士論文に取り組めるよう指導します【資料 5】。

(2) 授業の実施方法

1) 授業の方法

メカトロニクス工学専攻では、高い研究開発能力を持つ人材を育てるため、専攻修士課程における各専門分野授業の方法については、講義及び特別演習・実験を効果的に組み合わせて行うこととします。少人数教育による対話・討論型の方法を中心として、技術文献の輪読、専門科目に対しての講義・演習・実験を行い、研究課題の計画的遂行力等の目的達成を目指します。

共通科目のうち、アドバンスト・インターンシップでは、企業や公的機関での就業体験を行い、実務を通じて学んだ内容および大学で学ぶ基礎学問との関連性について報告させます。また、科学技術英語では、主に学生によるプレゼンテーション形式を用いて、技術英語の読解や、研究内容の英語による表現能力を向上させます。さらに、特別講義1・2では、社会で活躍している研究者・技術者・起業家の講演を聴講して質疑応答を行い、そこから学んだ内容について報告書を提出させます。

2) 履修モデル

メカトロニクス工学専攻では、電子機器及び機械装置の構成とそのシステム機能に関する俯瞰的な理解に基づき、システム構成機器の設計を行うメカトロニクス技術分野で、次世代を担う人材養成を行うことを目指しています。そのために、メカトロニクス工学専攻では機械・電気のハードウェアを有するメカトロニクスシステム、およびその要素機器を理解し、研究・開発できる能力などを身に付けた学生に対して学位を授与します。以下に、社会的要求を基にした修士学位取得後のキャリアパスを想定した履修モデルを提示します【資料6】。

①電気系分野における研究者・技術者をめざす履修モデル

本履修モデルは、研究指導科目(応用電磁気学特論、電子デバイス学特論など)、専攻科目(知能システム制御工学特論、制御工学特論、情報メカトロニクス学特論など)知識に立脚し、電子機器、モーターコントローラ等、電気・電子機械の要素機器や同システム構成機器の研究・開発を行うメカトロニクス技術者の養成を目指します。

②機械系分野における研究者・技術者をめざす履修モデル

本履修モデルは、研究指導科目(ロボットシステムデザイン学特論、知能ロボット学特論特論など)、専攻科目(知能システム制御工学特論、制御工学特論、強度解析モデリング学特論など)知識に立脚し、動力伝達機構等の機構要素や同システム構成機器の研究・開発を行うメカトロニクス技術者の養成を目指します。

③生体・医療系分野における研究者・技術者をめざす履修モデル

本履修モデルは、研究指導科目(ナノ・マイクロシステム制御特論、ナノ・マイクロ知能システム特論など)、専攻科目(知能システム制御工学特論、制御工学特論、マイクロロボット学特論など)知識に立脚し、医療機器等のメカトロニクス根幹技術を理解し、生体・医療機器や同システム構成機器の研究・開発を行うメカトロニクス研究者・技術者の養成を目指します。

(3) 学位論文審査及び公開方法

メカトロニクス工学専攻の学位授与は、大学院研究科便覧に明示された理工学研究科の学位授与方針に従って厳正に行います。研究科の修了に必要な単位として「修了要件」に定める通り30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、研究科が行う修士論文の審査および

試験に合格することを学位授与の要件とします。

論文審査は、主査および2名以上の副査による論文内容の査読、公聴会における客観的かつ厳格な審査を行います。

修士論文は、本学附属図書館に保管し、学内者は閲覧することができます。

(4) 研究の倫理審査体制

メカトロニクス工学専攻で留意すべき倫理審査としては、研究上の倫理に関することと、学生の論文作成・プレゼンテーション上の倫理に関することがあります。

研究上の倫理に関しては、学内に学術研究支援センターを置き、その関連委員会によって、適正な審議を行います。具体的には、研究者等倫理委員会において研究倫理に係る基準の策定、研究活動および競争的資金の執行にかかる倫理基準の策定と不正行為防止を行います【資料7】【資料8】。また、利益相反マネジメント委員会では、産官学連携活動や社会貢献活動における利益相反について、基本方針の策定、相談や自己申告の受付、外部からの指摘への対応を行います。さらに、必要な場合には、動物実験・ヒトを対象とする研究・組み替え DNA 実験について、それぞれの委員会で倫理審査を行います。

学生の論文作成・プレゼンテーション上の倫理に関しては、個別の研究指導と同時に、特別演習・実験と分析化学科目の講義を通して徹底した指導を行います。具体的には、他人の文章の盗用はいかなる場合も許されないこと、先行研究を綿密に調査して適切な引用を行うこと、データの恣意的な改変は許されないことなどを、あらゆる機会を通して強調し、常に高い倫理観を維持して研究に臨むよう意識付けを行います。また、著作権についても随時指導を行い、法的に認められる適切な引用の理解、著作権者に対する適切な手続きの理解を進めます。

(5) 修了要件

メカトロニクス工学専攻における修了要件は、2年以上在学し、自らの研究計画に沿って体系的に授業科目を履修し、修了に必要な単位として、研究指導12単位を含む30単位以上を修得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査及び口頭試問に合格することです。

(6) 学位授与方針

メカトロニクス工学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- ①技術者として自立した倫理観と社会適応性、および、世界的視野を有し、物事を論理的に議論できる能力を有する
- ②メカトロニクスとそのシステム領域における自分の専門分野を限定せず、複雑なメカトロニクスシステムに関する問題解決のための思考力と行動力を有する
- ③高度な電子機器要素システム、機械要素システム、生体・医療機器要素システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、その代表的機器、もしくは、装置システムが設計可能な能力を有する
- ④複雑な電子機器システム、機械システム、生体・医療機器システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、創造的機械システムの設計に取り組める能力を有する
- ⑤先端的メカトロニクスシステム技術を駆使し国際的貢献のできる

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、

修士の学位を授与する。

7. 施設・設備等の整備計画

理工学研究科の教育研究環境については、大学院学生が通常使用する講義室（演習室）、学生研究室、学生実験室を中心に、その整備充実を図っております。なお、実験実習室については、理工学部専用として整備されており、理工学研究科は施設の効率的運用を考え、理工学部と理工学研究科の施設の連携運用を行います。

具体的には、以下のように現有の施設・設備を中心として、その環境整備を行います。

（1）講義室・研究室等

1) 理工学研究科の施設対応

教育・研究の環境を整えるために、理工学部・理工学研究科としては、以下の方針で運営を行います。

- ・専任教員研究室：スペースは 25 m²を確保する。
- ・学生実験演習室：卒業研究等の学生の教育研究スペースとして、学生一人当たり 5 m²を確保する。
その他、大学院生の実験等に必要なスペースは、別途確保する。
- ・共通配分：学科、専攻の特殊性や特に必要とする場合は、学部・研究科全体の余力のなかで、専有的に配分される。
- ・学部共通施設：複数学科が利用する等、学部としての対応が必要な施設は学部共通施設として運用する。

メカトロニクス工学科・メカトロニクス工学専攻では、研究実験棟Ⅱと関連学科の施設転用によって、この条件を充足しています。

2) メカトロニクス工学科・メカトロニクス工学専攻の関係する主要施設

本学科・専攻の必要施設としては、学科・専攻専用を利用する学科会議室、専任教員研究室、学生実験演習室、演習室、理工学部・理工学研究科の共通施設としての実験室があり、完成年度には、学科・専攻として下記に示す面積を確保します。また、全学施設としての授業用教室があり、通常授業への対応は保証されています。

メカトロニクス工学専攻の専任教員 7 名および専攻学生の入学定員 20 名、収容定員 40 名の規模および教育内容に対して、それらの収容面積および設備は、以下のように一定の水準を有するものと考えます。

①メカトロニクス工学科・メカトロニクス工学専攻専用施設

・専任教員研究室

研究実験棟Ⅱの施設として、上記の配分方針に基づき、個室（25 m²）×2 室（専任教員 2 名対応）、12 号館に個室（25 m²）×5 室を確保し、学生の個別指導ができる環境を整備します。

・学部学生・専攻学生共用実験演習室

研究実験棟Ⅱに、学生が研究を実施するための必要什器類が準備された学生実験演習室（50 m²）×1 室を整備します。また、2 号館、12 号館に同様な学生実験室として、5 部屋（約 280 m²）を確保します。

②演習室・自習室【資料 9】

この演習室は、メカトロニクス工学専攻の特論科目、特別演習Ⅰ、特別実験Ⅰを集中的に実施す

るために設けられるもので、専攻が専有的に利用できるように整備します。演習室（面積 41.26 m²、収容定員 20 名）には、常設した課題装置の設計と試作を行います。また、1 人 1 台のパソコンおよびコンピュータ解析ツールを整備します。

また、学生の自習環境確保のため、収容定員 20 名の自習室を準備しています。

③デモンストレーション付実験室

この実験室では実現象に対し、実験を通じて体感的に原理を理解するためのメカトロニクス関連イベントや実感実験やシミュレーションを行う施設です。複数学科が利用可能な施設として、天白 3 号館の学部共通施設を改造して設置されています。室内構成および収容能力（面積 550 m²程度、実験可能人員 100 名程度）となっています。この実験室は、複数学科で利用しますが、必要に応じて、メカトロニクス工学専攻学生も利用することが可能です。

以上、専攻学生教育に関する施設環境は十分用意されており、教育研究上の支障はありません。

(2) 実験施設・設備等

実験室・研究室等の施設及び設置されている機器・器具・装置等については、大学から予算化される教育研究経費等による購入備品等のほか、理工学研究科全体としての施設・設備の整備計画によって、既に教育・研究に必要な最新の機器・器具・装置は整備されており、メカトロニクス工学専攻の教育研究に供することとなっています。具体的には、以下のような設備をすでに整備しています。

- ・特論科目、特別演習 I、特別実験 I の演習設備
- ・専用什器（専用機、実験機）
- ・解析ソフトウェア（1 式/人）
- ・解析用パソコン（1 台/人）
- ・計測・実験装置

以上、施設環境は十分用意されており、教育研究上の支障はありません。

(3) 附属図書館の整備状況

本学附属図書館は、附属図書館本館、薬学部分館、都市情報学部分館、ナゴヤドーム前キャンパス図書館で構成されています。応用化学専攻が設置される天白キャンパスには、地下 2 階・地上 5 階建、建築延床面積約 1,511,509 m²の附属図書館本館を併設しております。附属図書館本館の蔵書数は約 109 万 5 千冊、雑誌の種類は約 37 万 8 百種を数え、共用部分として、社会科学開架閲覧室、人文科学開架閲覧室、自然科学開架閲覧室、雑誌閲覧コーナー、英語軽読書室、新聞閲覧室、自由閲覧室、参考図書閲覧室等を設けている他、メディア室、マイクロ資料室、視聴覚室、コピー室、ラウンジ、レファレンスコーナーなど、各種資料対応設備を整えています。座席数につきましても 1,221 席、蔵書検索・電子資料利用のためのパソコン 23 台を設置し、学生及び教員の学術研究上、大きな役割を果たしております。また、学術情報資源のデジタル化に伴い、データベース約 20 種、電子ジャーナル約 1 万 3 千タイトルが利用可能であり、学内 PC からの電子資料へのアクセスが可能となっています。

また、グループ学習室、グループ研究室なども完備しており、メカトロニクス工学専攻に在学する学生に対しては、十分な研究・教育環境を提供しているものと認識いたします。附属図書館本館の利用にあたっては、授業期間の開館時間を 9 時から 22 時までとし、カード式入館システ

ムの導入によって、その利便性を高めております。その他、授業期間については、日曜日の開館制度を導入しており、現在は、日曜日に加えて祝日も開館（10時から17時まで。ただし、祝日が授業日にあたる場合は、9時から22時まで）することによって、更に利便性を高めておりますが、今後とも、利用状況等を考慮しながら、利用者の立場に立った運営を心掛けていく方針であります。また、国立情報学研究所の図書館間相互利用システム（NACSIS ILL）に加盟している他大学や研究機関とも図書及び複写等において相互協力をしております。

具体的な図書等の選定等につきましても、学生のニーズ等を踏まえながら行い、附属図書館を通じて整備充実を図っていきます。

8. 既設の学部（修士課程）との関係

メカトロニクス工学専攻に対応する学科として、現在、本学の理工学部には、同じ学問領域を有するメカトロニクス工学科が設置されています。また、関連学科として、電気電子工学科、機械工学科、交通機械工学科の3学科があります【資料10】。

本学大学院理工学研究科の既設の専攻との関係については、メカトロニクス工学専攻の柱となる領域は、前述のように、システムデバイス学、センシングシステム学、機能システム構築学、マルチスケールメカトロニクスであり、機械・電気・制御情報システムの研究学問領域として、既設の専攻における主要領域と異なります。しかしながら、特論講義・論文審査等で、機械・電気・制御情報分野の関連領域の教員による協力をえることができます。

なお、博士課程に電気電子・情報・材料工学専攻、機械工学専攻の2専攻が設置されています。

9. 入学者選抜の概要

（1）アドミッションポリシー

理工学研究科メカトロニクス工学専攻は、人材養成目的、学位授与方針及び教育課程編成方針に沿った教育・研究を行うことにより、メカトロニクス技術者・研究者の養成を目指しています。入学者はメカトロニクス工学専攻の人材養成目的等々をよく理解し、自ら勉学・研究に真摯に取り組む学生であることが求められています。

このことから、メカトロニクス工学専攻のアドミッションポリシーを以下のように定め、入学者選抜の基本とします。

メカトロニクス工学専攻修士課程では、

- ①国際的視野を持ち、人間間の相互理解と相互信頼に基づいた行動のできる人
- ②本専攻の学習・教育目標を理解し、目的意識を持って勉強する意思のある人
- ③俯瞰的感觉を有し、メカトロニクス、および、そのシステムに興味ある人
- ④チャレンジ精神が旺盛で、自主性を持って物事に粘り強く取り組む姿勢を有する人
- ⑤メカトロニクス技術者としての夢を持ち、その実現に向けて努力する意欲のある人を求める。

（2）募集人数・募集区分

本理工学研究科メカトロニクス工学専攻の募集人員は、入学定員のとおり20名とします。また、募集区分については（1）一般入学試験、（2）推薦入学試験、（3）外国人試験、（4）社会人試験の4種類とします。なお、それぞれの試験制度毎に募集定員は設けていません。

(3) 入学試験の基本的な方針

1) 一般入学試験

(ア) 出願資格

一般入学試験で出願しようとする者は、以下の出願資格①～⑨のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- ①学校教育法第83条に定める大学を卒業した者および卒業見込みの者。
- ②学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者および取得見込みの者。
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者および修了見込みの者。
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者および修了見込みの者。
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者および修了見込みの者。
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および修了見込みの者。
- ⑦文部科学大臣の指定した者。（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑧学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- ⑨本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達する者。

(イ) 選抜方法

面接試験および専門試験科目と外国語（英語）の成績に基づき評価します。

2) 推薦入学試験

(ア) 出願資格

推薦入学試験で出願しようとする者は、以下の出願資格①～③のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- ①本学理工学部4年に在学し、その所属する学科と同系の専攻を志望する者で、学科長の推薦が得られる者。
- ②本学理工学部4年に在学し、その所属する学科と異なる系の専攻を志望する者で、学科長の推薦および志望専攻分野の研究指導予定教員の承諾が得られる者。
- ③他大学（本学理工学部以外の学部を含む）を卒業見込みの者で、在籍している大学の指導教員等に推薦された者であり、また志願専攻分野の研究指導予定教員の承諾を得られる者。

(イ) 選抜方法

面接試験（専門の基礎科目に関する口頭試問を含む）および書類審査を実施し、評価します。

3) 外国人試験

(ア) 出願資格

志望専修分野の研究指導予定教員の承諾を得られる者で、一般入学試験の出願資格①～⑨のいずれかの条件を満たし、出入国管理および難民認定法において、本学入学に支障のない在留資格（留学）を有する者、または得られる者で、日本語に習熟し、受講ならびに日常生活に困難のないことを条件とし、本研究科の出願資格確認を受けた者。

(イ) 選抜方法

面接試験（日本語および基礎学力に関する口頭試問）および書類審査を実施し、評価します。ただし、修学状況によっては、一般入試と同様の選抜方法によって評価する場合があります。なお、受験のための出国許可が得られない者については、出願書類によって評価します。

4) 社会人試験

(ア) 出願資格

一般入学試験の出願資格①～⑨のいずれかの条件を満たしている者で、さらに下記のいずれかの条件を満たしている者を対象に実施します。

- ①大学を卒業後、社会人として1年以上（入学時現在）の経験を有し、所属長の許可を得られる者で、本研究科の出願資格確認を受けた者
- ②本研究科が特に認めた者で、出願資格確認を受けた者。

(イ) 選抜方法

面接試験（専門の基礎科目に関する口頭試問を含む）および書類審査を実施し、評価します。ただし、筆記試験を課し評価する場合があります。

(4) 入学者選抜体制

本研究科・専攻における入学者選抜体制としては、全学的な組織として位置づける「入学センター」と連携しながら、専任教員で組織する「大学院理工学研究科委員会」で出題、試験の実施、採点、合否判定に加え、入学選抜方法・体制に係わる検証等も合わせて行うこととします。また、入学試験結果に関する情報については、受験者本人から成績開示請求があった場合は、成績を開示する学内ルールが制定されており、適宜対応しています。その他、入学試験実施に関する諸情報については、本学の個人情報保護のガイドラインに沿って本学ホームページ等の媒体を活用して公表します。

10. 取得可能な資格

理工学研究科メカトロニクス工学専攻では、国家資格として、高等学校教諭専修免許状（工業）が取得できるようにします。

- ①高等学校教諭専修免許状（工業）...課程認定申請中

【資格取得要件】

教科に関する科目 24 単位を取得し、所定の修了要件を充足して修士（工学）を取得することにより、専修免許状を取得できます。なお、一種免許状を取得していることが前提です。

11. 管理運営

理工学研究科の管理・運営に関して、研究科の重要事項を審議するために、研究科長を議長とする大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）を設置します。研究科委員会は、

研究科長及び本研究科に所属する専任の教授をもって組織し、研究科委員会の研究科長が招集して、その議長となり、原則 1 月に 1 回の定例研究科委員会を開催します。構成員の 3 分の 2 以上の出席を成立要件とし、出席者の過半数をもって議事を決めます。研究科委員会の事務は、理工学部事務室が行います【資料 1 1】。

研究科委員会の審議事項は、次のとおりです。

- (1) 研究及び教育に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- (3) 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- (4) 学位に関する事項
- (5) 教員組織に関する事項
- (6) 教育研究に係る学則の変更に関する事項
- (7) その他本研究科の教育研究に関する重要事項

また、研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する事項で、本委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

本研究科委員会の下に、教務委員会、学生委員会、教育改善委員会等を設置し、それぞれの委員会の役割に基づき、迅速な意思決定を旨とした管理運営体制を整備しています。

また、全学組織の委員会として、学務センター委員会、入学センター委員会、FD 委員会、学術研究審議委員会、情報センター委員会等々の委員会がありますが、これらの委員会と研究科運営の有機的連携を図りながら、本研究科の管理運営を進めます。

1 2. 自己点検・評価

(1) 実施方法、実施体制

本大学及び大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学及び大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する旨を名城大学学則及び名城大学大学院学則で定めています。

これに基づき、大学評価に関する規程を制定するとともに、大学評価委員会及び学部等評価委員会を設置しています【資料 1 2】。全学的な評価活動を掌る大学評価委員会は学長を委員長とし、副学長、学部長及び研究科長、入学センターや学務センター等の各センター長、経営本部長、更に学長が必要と認めた者を委員として構成されています。一方、学部等評価委員会は学部、研究科、センター等の教育目的等の達成に資することを目的としており、学部長、研究科長、センター長等を委員長とし、それぞれの学部等から選出される教職員等により構成されています。

また、大学全体と各学部との橋渡しをしながら点検・評価を実質化するための組織として、副学長をチームリーダーとする大学評価プロジェクトチームを結成し、点検・評価活動の運営支援等を行っています。更に、実施大綱の策定、内部質保証の方針の策定に取り組んだ上で、公益財団法人大学基準協会が定める 10 の大学基準に準じて、名城大学点検・評価報告書を作成しています。

(2) 結果の活用・公表

平成 19 年度に自己点検・評価報告書を取り纏め、平成 20 年度に財団法人大学基準協会（当時）による「大学評価（認証評価）」を受審し、平成 21 年 3 月 12 日付けにて、当該協会の「大学基準に適合している」との認定を受けました。また、平成 27 年度には、公益財団法人大学基準協会において第 2 期となる機関別認証評価を受審し、平成 28 年 3 月 11 日付けにて、当該協会の「大学基準に適合している」との認定を受けました。

点検・評価報告書及び受審結果については、名城大学ホームページで広く社会に開示しています。また、認証評価結果を踏まえ、今後、全学及び各学部等で改善に係る取組を推進していき、平成 31 年 7 月末までに改善報告書を提出する予定です。

13. 情報の公表

(1) 公表の方針・実施方法・情報提供項目

平成 22 年 6 月 15 日付けで学校教育法施行規則の一部が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化されました。本学ではこの動きに先んじて、様々な情報公表の環境整備を行ってきましたが、本学の教育研究の強み、また、それを支える経営環境の情報も含めて、公表・発信を行うこととしました。この指針の策定においては、教学マネジメントと経営マネジメントの視点から設計を行い、可能な限り、平易かつ一元的な情報として整理し、体系的な情報公表を旨として Web サイトにおいて公表することとしています。（<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/public.html>）

公表している内容は【資料 13】のとおりであり、数量的な基本情報（データ）と教育研究に係わる質的情報、更には、従前から公表していた財務諸表、本学の戦略プランの情報というように、大学の営みが網羅できるように設計されているところに特色があります。また、教員データベースとのデータ連携の環境も整い、本学の教育研究基盤を支える専任教員の様々な取り組みも広く網羅できるようになりました。

本学が、その教育の質を向上させるためのツールとして、これからも質的・量的に発信する情報の充実を図って行くことを全学的に確認しています。

情報の公表にあたっては、Web 環境を活用した情報発信を中心に、学部・学科、研究科・専攻の分野を問わず、統一性を持った内容、かつ、統一感のある表示として取り纏めています。

なお、個別公表項目の概要については以下のとおりです。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>

（各学部・研究科ページへ進む）

【公表内容】学部・学科、研究科の人材養成目的その他教育研究上の目的、学部・研究科の学位授与方針、学部・研究科の教育課程編成方針、学部・研究科の入学者受け入れ方針

イ 教育研究上の基本組織に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/organization.html>

【公表内容】組織機構図

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

HP アドレス：

・教員数：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/data/teacher/>

【公表内容】 教員数、男女別職位構成、年齢構成

- ・各教員が有する学位及び業績：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>
(各学部ページ「教員一覧」から教員を探し、項目「教員情報」を選択)

【公表内容】 教員の氏名、職位、所属、最終学歴、職歴、受賞歴、所属学会、研究活動（研究分野、著書、学術論文）、外部資金

エ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

HP アドレス

- ・入学者受け入れ方針：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>
(各学部・研究科ページ「人材養成目的・3つのポリシー」を選択)
- ・入学者数、収容定員及び在籍者数、卒業又は修了者数
(学部・学科単位、研究科・専攻単位、学年別、男女別)
<http://www.meijo-u.ac.jp/about/data/student/>
- ・進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること (学部・研究科単位)
<http://www.meijo-u.ac.jp/career/results/academics/>

【公表内容】 就職率、卒業者の進路、就職先区分、業種別就職状況、主な就職先

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

HP アドレス：<https://www.meijo-u.ac.jp/academics/syllabus/find>

【公表内容】

科目名、担当者氏名、開講学科、開講年次、単位数、必修・選択区分、科目部門、準備学習・事後学習、履修上の留意、授業の目的と概要、サブタイトル、到達目標、授業計画、授業形態・方法、成績評価方法及び評価基準、受講生へのメッセージ、テキスト、参考文献

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>

(各学部ページ：下部「学科情報」>「カリキュラム」>「取得可能な学位・卒業要件」を選択
各研究科ページ：「カリキュラム」>「取得可能な学位・修了要件」を選択)

【公表内容】

修業年限及び卒業（修了）に必要な修得単位数、取得可能な学位、学習成果にかかわる評価

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/campus/>

【公表内容】 キャンパス単位の施設・設備の概要、交通アクセスの状況

ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/campus/tuition/>

【公表内容】 入学年度別学費（学年、納入時期、入学金、授業料、実験実習費、施設費／学部・研究科単位）、その他の学費（休学中の在籍料、教職履修費、学芸員履修費）

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

HP アドレス：

- ・学生生活：<http://www.meijo-u.ac.jp/campus/>
- 【公表内容】 学修基本情報、生活情報、学習環境、施設紹介、経済的支援、様々な学び(他学部履修制度、英語多読教育等)、健康管理、課外活動

・国際交流：<http://www.meijo-u.ac.jp/international/>

【公表内容】

国際交流支援組織、国際交流プログラム（海外英語研修、スタディツアー、交換留学等）

・就職・資格：<http://www.meijo-u.ac.jp/career/>

【公表内容】就職・資格取得支援組織、インターンシップ、公務員・資格取得支援

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

HP アドレス

・学部・研究科等の設置：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ri_report/

【公表内容】設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

・学則：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/regulations.html>

【公表内容】大学学則、大学院学則、学位規程

・自己点検・評価報告書、認証評価の結果等：

<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/>

【公表内容】自己点検・評価報告書、基礎データ、認証評価結果資料

・事業計画書、事業報告書：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/report.html>

【公表内容】事業計画、事業報告

・財務報告：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/finance.html>

【公表内容】予算書、決算書、過去5カ年の財務比率推移

・学校法人名城大学の基本戦略 MS-26：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ms26.html>

【公表内容】MS-26 戦略プラン、MS-15 活動報告書・事業報告書

1.4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) FD 活動の推進

1) 本学におけるこれまでの FD 活動に対する取り組み

本学では、平成13年7月から、教育内容等の改善のための組織的な研修などを行う委員会組織として、「FD委員会」を設置し、全学的な視点からFD（Faculty Development）活動を展開しています。活動の根拠は、FD委員会要項（平成13年7月21日施行）に定め、自主・自律の探求精神に基づき、FD活動を通し、学生及び教職員のモチベーションを最大化する「名城教育力」を持続的に創出することを旨として活動を推進しています。

平成25年度には、これまでの活動実績を踏まえたうえで、本学のFD活動を「ミクロレベルからマクロレベルまでのFDを広く捉えること」と再定義し、全学のFD委員会においては、各学部等の授業・教育改善を支援するとともに、それらを全学的に共有する場と位置づけ、各学部・研究科のFD組織においては、ミクロレベルからマクロレベルまでの活動を一体として実施することとして、各組織の本学FDの目的を整理し、活動の更なる推進を目指しています

その具体的な活動内容については以下のとおりです。

①全学的な授業アンケートの実施

全学のFD委員会では、学生の授業に関する意見等を聴取して授業改善に繋げることを主な目

的として、平成 12 年度から、全学的な授業アンケートを実施しています。

平成 12 年度末から平成 16 年度までの間、「学生による授業評価アンケート」を 6 回実施しました。本学における「学生の授業評価アンケート」は、前回のアンケート結果と比較することにより、経年的な努力を可視化及び数値化してフィードバックするという、恒常的な教育改善を目指した取り組みとして始めました。手法としては、民間企業で顧客満足度を測定する際に用いる「CS 分析」を活用したものであります。具体的な方法としては、学生の満足感を数値化した「総合満足指標」を算出し、その結果を各教員にフィードバックして、教育手法の改善とともに、学生の付加価値を高めるための教育研究のあり方を真摯に考えながら進めてきました。

この成果を踏まえて、平成 17 年度には、これまでの「学生による授業評価アンケート」を一時中止し、新たに「学生による授業満足度アンケート」を実施しました。この取り組みは、学生と教職員でアンケート項目を作成し、「学生による授業評価アンケート」で得られたノウハウを活かして、授業方法の改善を旨に実施・展開を進めることを狙いとしたものであります。この成果を踏まえて、平成 18 年度からは、教員・学生の相互の視点から、立体的な授業満足度の測定を行うため、教員の視点による「教員による授業評価アンケート」も実施しました。そして、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、アンケートの設問を学生・教員とも同じ設問で設定し、「学生による授業満足度アンケート」と「教員による授業満足度アンケート」の分析結果との比較も行い、実施しました。

平成 22 年度からは、授業改善や授業工夫に繋げていくという視点から学生の満足度を高めるため、学生・教員相互の視点から「授業改善アンケート」へと、名称を変更しています。平成 22 年度は各教員に対し、各々のアンケート結果を基に授業改善の方法等を記載させ、学生へのメッセージとして報告書にまとめました。また、平成 23 年度はおおよそ最終授業でアンケートを実施し、授業が最後まで終わった時点で学生の声を聞くように変更しました。

平成 25 年度からは、学生からの意見の集約に力を注ぐため、学生による授業改善アンケートのみ実施しています。なお、平成 25 年度の実施率（対象科目のうち、アンケートを実施した授業の割合）は 91.8%、平成 26 年度の実施率は 92.7%、平成 27 年度の実施率は 95.6%でした。その成果については刊行物として取りまとめ、ホームページ等を通じて、学内外に公表しています。

②授業改善のヒントや、教育改革方策の知識基盤形成のための学習会

本学では、FD 活動の創成期において、教員相互で「授業の工夫」を共有し、ともに学びながら、教授技能を磨いていくことを目的として、同僚による授業参観（ピア・レビュー）を実施し、授業参観後に、授業担当者を囲んでフリートーキングによる授業検討会を実施し、授業改善のためのアイデア等を教員間で共有する機会を持ち、大学全体で互いに学びあう風土を醸成してきました。しかしながら、学習者の多様化・多層化など、平面的な議論では解決できない諸課題も増加してきたため、教員研修プログラム設計の第一歩として、日常的な教育に対する悩みや課題を語り合い、教育におけるモチベーションアップを目指す場として、現在は、T&L CAFE

（Teaching & Learning CAFE）として展開しております。平成 20 年度からスタートし、これまで 5 回開催しています。この場では、専門分野の壁を越えて、授業の工夫を共有することを主眼として取り組み、教育研究の活性化を図るためのコミュニティとして、機能し始めています。このような取り組みは持続性が求められるものであり、コミュニティづくりの更なる工夫が必要と考えていますが、全学的な知の共有が各教員個人を通じ、学部・研究科へフィードバックされ

るような仕組みづくりを進めていきたいと考えております。また、教員だけではなく、教育研究の営みを日常的に支える事務職員についても、積極的に参画するよう、研修の一環として取り組んでいくことも検討しています。

平成 26 年度からは、上記の開催成果を踏まえたうえで、さらに全学 FD 委員会が教育改革の方策についての内容の理解と、政策への対応の仕方を全学に提起するという目的を包含し、「FD 学習会」と名称を改め、アクティブ・ラーニングや IR をテーマにした企画を定期的に開催しています。

③FD フォーラム（講演会）の実施

本学においては、以上のような FD 活動を基盤としつつ、内向きの教育改善とならないように外部識者を招聘し、第三者の視点も踏まえながら、本学の教育研究のあり方を実証的に研究するため、これまで 17 回にわたり、FD フォーラム（講演会）を実施してきました。具体的な取り組みとしては、外部識者を招聘した基調講演、ワークショップによる討議形式による実施のほか、①で示した授業評価アンケート結果で高い評価を得た教員による事例報告会や教育の質保証プロジェクト（学内 GP）に採択された取組の成果報告など、単にその場の満足感に浸ることなく、緊張感を持って、教育研究を担う者としての責務を認識した上で効果的に実施しています。

平成 27 年度は、「教育の内部質保証～その基盤づくりと実際～」をテーマとし、基調講演、本学における教育改善の取組の 2 部構成で実施し、合計 105 名の教職員等が参加しました。

④教育の質向上を目的とした報奨制度

本学においては、学校法人名城大学職員規則第 47 条に基づき、(1) 学術上特に有益な研究業績のあった者、(2) 教育実践上特に功績のあった者、等に対する表彰制度を設け、教員の教育研究に対するモチベーションを高め、教育の質の向上を目的として、平成 17 年度に「教育優秀職員表彰要項」を制定しました。

平成 17 年度から、同要項に基づき、FD 委員会を母体とする「教育優秀職員選考委員会」において候補者を選考し、全学的な意思形成機関における議論を経て、教育優秀職員として表彰しました。

平成 25 年度には、本制度についての目的・位置づけについて見直しを行うとともに、より公正な推薦制度を担保するため、推薦および選考の方法について厳格化を図り、これまでの「教育優秀職員表彰制度」から「教育功労賞制度」に制度変更しました。平成 17 年度からの表彰結果は以下のとおりです。

【教育優秀職員表彰・教育功労賞表彰者数】

No	年度	表彰対象数
1	平成 17 年度	4 名+1 グループ (4 名)
2	平成 18 年度	1 グループ (2 名)
3	平成 19 年度	2 名
4	平成 20 年度	2 名
5	平成 21 年度	1 名
6	平成 22 年度	1 グループ (2 名)

7	平成 25 年度	4 名+2 グループ (31 名)
8	平成 26 年度	3 名+5 グループ (25 名)

また、表彰の対象となった取り組みの成果等は、FD フォーラムや名城大学教育年報を通じて発信し、その教育手法を全学的に普及させ、組織全体の教育の質向上を促す効果に結び付けています。

⑤名城大学教育年報

平成 18 年度からの新たな取り組みとして、FD 活動の成果を教育実績として積み重ね、本学における教育成果を内外に示し、「教育力」の更なる向上を図る礎となるよう、「名城大学教育年報」を刊行しています。この教育年報については、ホームページでの公開や全国の各大学への送付を通じて、本学の教育実践を学内にとどまらず、広く情報発信することで多様な教育ネットワークづくりを進めています。以上の FD 活動の取組みについては、刊行物（授業改善アンケート結果報告書、FD 活動報告書、名城大学教育年報）として、学内に留まることなく Web 環境を通じて広く社会に公表し、また、学生にもその活動状況を理解できるように附属図書館にも配架し、教育研究機関としての責務を履行するために、積極的な情報開示を推進しています。

(2) 研究科としての取組み

本研究科では、全学的な FD 方針に従い、教員の教育力を高めるために、学部・研究科共通としての常設委員会である教育改善委員会を組織し、学部と協働して FD フォーラムを定期的に実施し、FD 活動の推進を行っています。

また、同委員会の業務を更に拡大し、研究科独自の FD 活動も検討し始めております。同委員会では、全体としての基礎学力向上の取り組みを引き続き進めると同時に、平成 29 年度からの本研究科再編も踏まえ、成績上位層の勉学に積極的な学生の研究力を更に引き上げ、進学率の向上を含む大学院への円滑な接続に繋がる取り組みを新たに開始しています。特に平成 27 年度は、理工学の語学・基礎教育から専門教育における取り組みを理解し、課題を再認識した上で、大学院における検討事項として、

- ・学部から大学院へ円滑な接続を目指した教育システム
- ・理工学研究科における FD
- ・理工学研究科における横断的教育
- ・理工学研究科博士後期課程の充実に向けての方策

を中心に自由討論を行い、その結果をさらに今後の教育改善委員会での企画に生かす方向で理工学教育推進フォーラムを実施しています。

以 上

—資料目次—

- 【資料 1】 MS-26 (2015 年度～) 戦略プラン【大学】
- 【資料 2】 メカトロニクス技術者の育成要求
- 【資料 3】 中部地域の新産業構造ビジョン (中部経済連合会) (抜粋)
- 【資料 4】 学校法人名城大学職員規則 (抜粋)
- 【資料 5】 研究指導スケジュール
- 【資料 6】 履修モデル (①～③)
- 【資料 7】 研究活動の不正行為に関する規程
- 【資料 8】 研究者等倫理委員会取扱要項
- 【資料 9】 メカトロニクス工学専攻演習室・自習室平面図
- 【資料 10】 既設学部・研究科との関係図
- 【資料 11】 名城大学大学院理工学研究科委員会規程
- 【資料 12】 大学評価に関する規程
- 【資料 13】 公開情報

2015-2026

MS-26 戦略プラン

—開学 100 周年に向けて—

立学の精神：「**穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する**」

[大学・高校に関わる全ての人達と共有したい価値観]
生涯学びを楽しむ・・・「**Enjoy Learning for Life**」

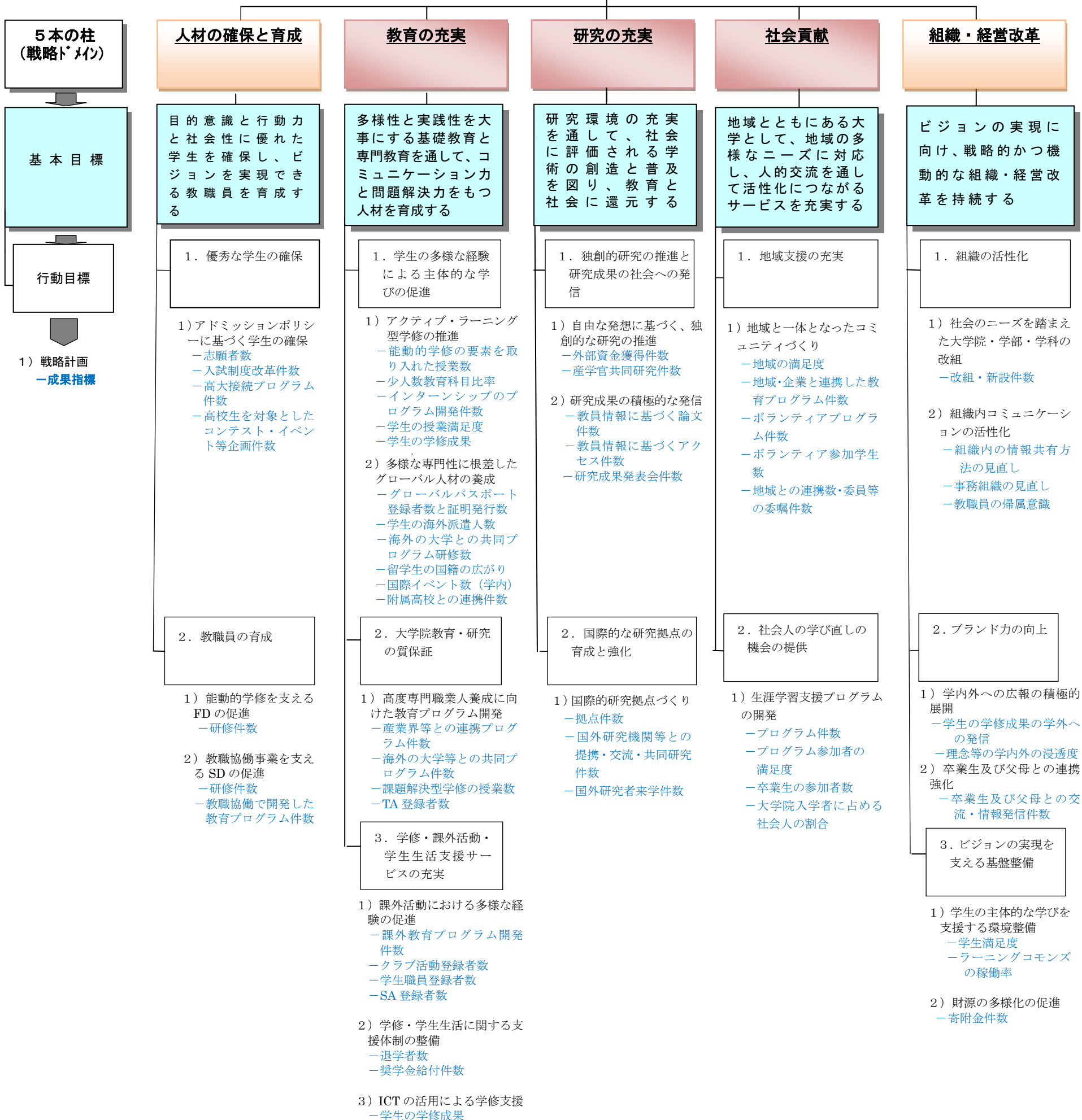
Vision：多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく「**学びのコミュニティ**」を創り広げる

Mission：(教育ミッション) 主体的に学び続ける「**実行力ある教養人**」を育てる

(研究ミッション) 「**学問の探究と理論の応用**」を通して、**成果を教育と社会に還元する**

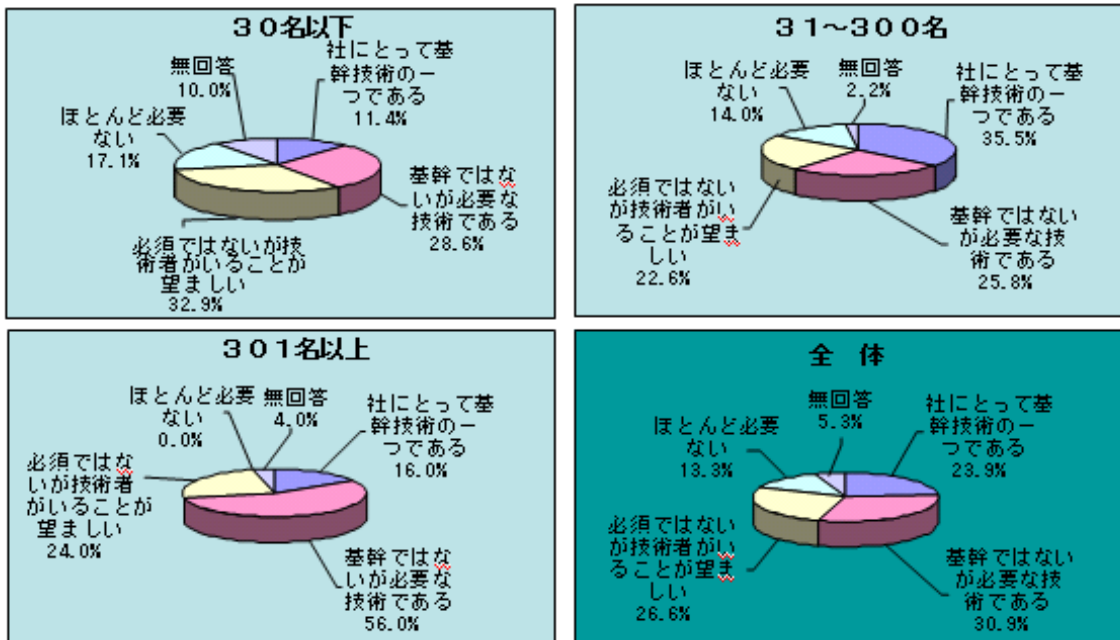
(社会貢献ミッション) 社会との「**人的交流**」を通して、**地域の活性化に貢献する**

Key Performance Indicators (KPI)：学生の大学に対する満足度、学生の学修成果、就職満足度、卒業後の帰属意識、教職員の帰属意識



メカトロニクス技術者の育成要求

<メカトロニクス等の技術の重要性・必要性とは>



* 出典：平成 19 年度経済産業省 中小企業産学連携製造中核人材育成事業成果報告書
 (第 2 章 人材育成の必要性・育成する人材像)

中部地域の新産業構造ビジョン

～ 中部WAYの進化形と5つの次世代産業の提案 ～

平成 23 年 2 月

1. 産業構成をシフトアップする - 5つの次世代リーディング産業の創造

東海道メガロポリスの中央部から内陸にかけての圏域を中心に、次世代ものづくりの中枢部となり情報発信する地域、すなわち「中部産業首都圏」を形成する。中部産業首都圏は海外の市場や大都市圏とダイレクトにアクセスしあう地域を目指す。

【産業構成のグランドデザイン】

現在の従来型自動車一本足打法の産業構成から複数のリーディング産業が地域経済を牽引する多元型産業構成を目指す。次世代リーディング産業は、①次世代自動車産業、②航空宇宙産業、③低炭素・資源リサイクル産業、④長寿ヘルスケア産業、⑤観光産業の5つで構成する。

《図表2-1》新産業構成のグランドデザイン



これらの5つの産業が社会経済ニーズに接するフロンティアとして地域経済の牽引産業となることを期待する。これに対して他の産業は牽引産業と手を組む推進力産業として機能することを期待する。また、これらの産業の基盤を担う新素材、ナノテクノロジー、メ

カトロニクス等に関する産業が基盤力産業として機能することを期待する。

以上のフォーメーションの下で、自動車産業は次世代自動車の生産を拡大し、スマートモビリティ社会の実現に貢献する。航空宇宙産業は完成機生産拡大、部品供給拡大、高度部材の世界的シェア拡大を達成し、ヒトとものの国際的な移動ニーズに対応する。低炭素・資源リサイクル産業は低炭素型の製品開発、製造方法の革新、資源リサイクル率の向上を図りノウハウを海外に輸出する。長寿ヘルスケア産業は機器、サービス、医薬品等の提供によってヘルスケアに関するユビキタス社会の形成に寄与する。観光産業は施設、サービス、交通など総合的・系統的な発展を遂げ、外国人誘致と地域活性化に貢献する。

全体として、ものづくりを基礎に、そこから新たなサービスを次々に生み出すダイナミックな地域社会を目指す。

(1) 次世代自動車産業

【次世代自動車産業の構築 — 産業連関形成の基本方向】

次世代自動車産業を次のような関連産業の複合体として形成する。

その1は、中核となる環境適合車の製造産業である。具体的にはハイブリッド車、プラグイン・ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル自動車、バイオ燃料車、電動オートバイなどの完成品の製造を手掛ける産業である。

その2は、これらに対して、基幹部品、装置、高度部材などを供給する産業である。具体的には電池セル、燃料電池、電動機、高張力鋼板、炭素繊維、複合材料など中間材を生産する産業である。

その3は、これらにパーツ、材料、基礎素材等を供給する産業である。具体的には、リチウムイオン電池の正極材・負極材・セパレータ、レアメタル、レアアース、超伝導線材、天然ガスなどである。

その4は、自動車のアクセサリ供給産業である。具体的には、カーナビゲーションとインターネットを融合した製品などを開発する産業である。

その5は、次世代自動車の点検・整備・修理・改造サービス産業である。具体的には、経年劣化した電池の定期的取り換え、電動機部分の点検、部品取り換えなどである。

その6は、環境適合車の走行環境基盤の創出に関連するサービス産業である。具体的には電気供給スタンド、水素供給スタンド、電池交換スタンド、車載インフォテインメント・システム（動画や音声コンテンツの提供）、道路情報提供サービス、トラフィックを最適制御する情報システムサービスを手掛ける産業である。

その7は、解体、リサイクル産業である。具体的には、リチウム、コバルト、ニッケル、マンガン、レアアース、銅、アルミニウムの回収などである。

学校法人名城大学職員規則（抜粋）

昭和40年6月1日
規則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、学校法人名城大学の職員について適用すべき各般の根本基準を確立することにより、その業務の円滑な運営を保障し、もって事業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 学校法人名城大学をいう。
 - (2) 大学 法人の設置する名城大学をいう。
 - (3) 高等学校 法人の設置する名城大学附属高等学校をいう。
 - (4) 学長 名城大学学長をいう。
 - (5) 学校長 名城大学附属高等学校校長をいう。
 - (6) 学長等 名城大学学長及び名城大学附属高等学校校長をいう。
 - (7) 職員 教育職員（名城大学の教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員及び終身教授並びに名城大学附属高等学校の学校長、教諭、司書教諭、養護教諭、特任教諭及び講師をいう。）、事務職員及び技術職員をいう。
 - (8) 大学教員 名城大学の教育職員をいう。
 - (9) 高等学校教員 名城大学附属高等学校の教育職員をいう。
 - (10) 事務職員等 事務職員及び技術職員をいう。
 - (11) 専任の職員 専任の教育職員、専任の事務職員及び専任の技術職員をいう。
- ② 職員に準ずる者等 契約教育職員、契約事務職員、アルバイト、大学非常勤講師、高等学校非常勤講師および高等学校特任教諭をいう。

（管理監督者の定義）

第2条の2 管理監督者とは、事務職員等を指揮監督する次の者をいう。

- (1) 経営本部長
 - (2) 副経営本部長
 - (3) センター長等、事務部長
 - (4) 課長、室長、事務長
- ② 管理監督者については、第32条及び第34条の規定は適用するが、その管理を本人が自主的に行うものとする。

（適用範囲）

第2条の3 この規則は、専任の職員のうち、労働契約期間の定めのない者に適用する。

（略）

第20条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを定年とし、定年に達した日の属する学年度末をもって退職するものとする。

- (1) 大学教員及び教務技術員は、満65歳。ただし、65歳以降の任用については別に定める。
 - (2) 高等学校教員は、満65歳。ただし、学校長の任期がこれを超える場合については、任期満了の日。
 - (3) 事務職員等は、満65歳
- ② 任命権者は、前項の各号のいずれかに定める定年年齢によらない職員を任用をすることができる。なお、この任用の場合は、別に定めるものとする。

（略）

附 則

- ① この規則は、昭和40年6月1日から施行する。
- ② この規則のうち、第20条の規定は前項の規定にかかわらず、昭和41年4月1日から施行し、これに関する経過規定は別にこれを定める。

(略)

- ① この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- ② 教務技術員に移行した者（昭和59年3月31日以前の在職者に限る。）の定年は、第20条第1号ただし書の規定にかかわらず、満72歳とする。
- ③ 昭和59年3月31日以前に技術員の職に発令されている者で、教務技術員に移行しないものの定年は、なお従前の例による。

(略)

- ① この規則は、平成7年4月2日から施行する。
- ② 平成7年4月1日に在職する大学教員等（教務技術員は除く。）の定年は、第20条第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例（満72歳）による。
- ③ 都市情報学部を設置認可時に文部省が認めた教育職員で、平成7年4月2日以降に採用した場合の定年は、第20条第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例（満72歳）による。
- ④ 教務技術員に移行した者（昭和59年3月31日以前の在職者に限る。）の定年は、第20条第1号ロの規定にかかわらず、満72歳とする。

(略)

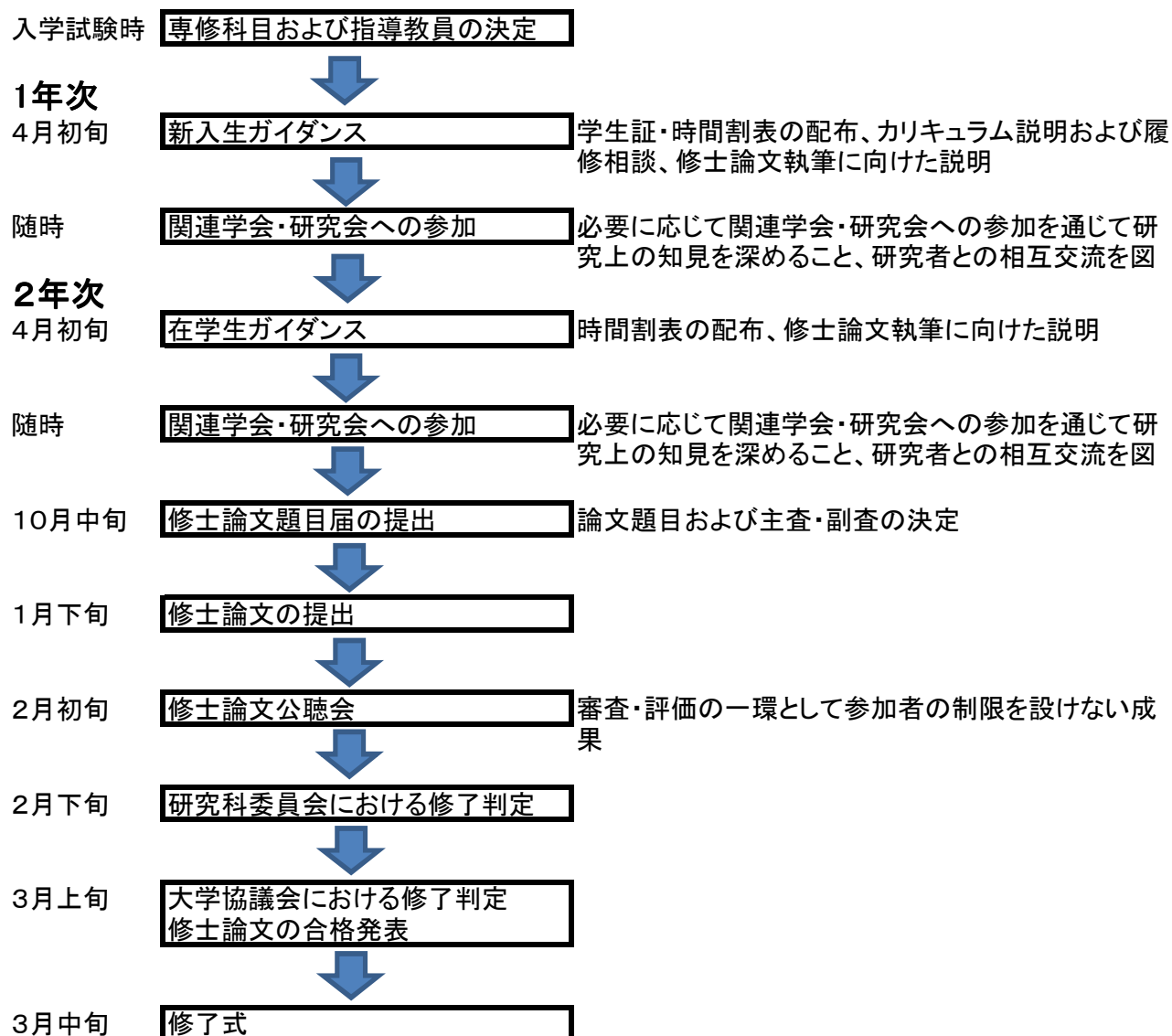
- ① この規則は、平成17年4月2日から施行する。
- ② 平成17年4月1日に在職する大学教員（教務技術員を除く。以下同じ。）の定年は、第20条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例（平成7年4月1日に在職する大学教員は満72歳、都市情報学部の設置認可時に文部省が認めた教育職員で、平成7年4月2日以降に採用した大学教員は満72歳、平成7年4月2日から平成17年4月1日までに採用した大学教員は満68歳又は当該学部教授会等で特に必要と認めた者で大学協議会等の議を経て満70歳を定年とした者は当該年齢）による。

(略)

- ① この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- ② 改正後の第2条第7号の規定にかかわらず、専任の教育職員として、当分の間、助教授を置くことができるものとする。

(略)

修了までのスケジュール



メカトロニクス工学専攻の履修モデル

履修モデル① 電気系分野における研究者・技術者

研究科共通科目	専攻科目	研究指導科目
科学技術英語 (2)	知能システム制御工学特論 (2)	応用電磁気学特論 (2)
特別講義 I (2)	制御工学特論 (2)	電子デバイス学特論 (2)
特別講義 II (2)	計測システム学特論 (2)	システムデバイス学特別演習・実験 I A (2)
	制御システム学特論 (2)	システムデバイス学特別演習・実験 I B (2)
	先端信号処理学特論 (2)	システムデバイス学特別演習・実験 II A (2)
	情報メカトロニクス学特論 (2)	システムデバイス学特別演習・実験 II B (2)
6 単位	12 単位	12 単位

履修モデル② 機械系分野における研究者・技術者

研究科共通科目	専攻科目	研究指導科目
科学技術英語 (2)	知能システム制御工学特論 (2)	ロボットシステムデザイン学特論 (2)
特別講義 I (2)	制御工学特論 (2)	知能ロボット学特論 (2)
特別講義 II (2)	センシングシステム特論 (2)	センシングシステム特別演習・実験 I A (2)
	知能センサ学特論 (2)	センシングシステム特別演習・実験 I B (2)
	強度解析モデリング特論 (2)	センシングシステム特別演習・実験 II A (2)
	移動システム学特論 (2)	センシングシステム特別演習・実験 II B (2)
6 単位	12 単位	12 単位

履修モデル③ 生体・医療系分野における研究者・技術者

研究科共通科目	専攻科目	研究指導科目
科学技術英語 (2)	知能システム制御工学特論 (2)	ナノ・マイクロシステム制御特論 (2)
特別講義 I (2)	制御工学特論 (2)	ナノ・マイクロ知能システム特論 (2)
特別講義 II (2)	マイクロロボット学特論 (2)	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験 I A (2)
	ナノ・マイクロ制御システム特論 (2)	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験 I B (2)
	医療機械システム特論 (2)	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験 II A (2)
	バイオシステム特論 (2)	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験 II B (2)
6 単位	12 単位	12 単位

研究活動の不正行為に関する規程

平成27年4月1日
規程

(目的)

第1条 この規程は、名城大学（以下「本学」という。）において研究活動における不正行為が生じた場合の措置等を定めることにより、研究に関わるすべての者の研究活動の不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、競争的研究資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われるすべての研究活動をいう。ただし、競争的研究資金の執行・管理に関しては、別に定める。

② この規程において「研究者」とは、前項の研究活動を本学で行っている研究者又は在籍中に行っていた研究者をいう。

③ この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

(1) 研究活動における特定不正行為

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(2) その他の研究活動における不正行為

ア 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

イ 不適切なオーサーシップ 論文著者が適正に公表されないこと

ウ 研究成果の漏洩 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと

(3) 研究費の不正使用

(4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

④ 前項第3号に規定する研究費の不正使用に関し必要な事項は別に定める。

(最高管理責任者)

第3条 研究活動の不正行為の防止に関し、最高管理責任者を置き、学長を充てる。

② 最高管理責任者は、最終的な責任及び権限を有する。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長（研究担当）を充てる。

② 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為についての全体を統括する責任及び権限を有する。

(研究者等倫理委員会)

第5条 最高管理責任者は、本学における研究者等の研究活動の不正行為の防止及び不正行為に係る調査、判定等について、統括管理責任者を委員長とする研究者等倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、対応する。

(不正行為の事前防止の取組み)

第6条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為を防止するため、次に掲げる研究に係る環境整備を講じなければならない。

(1) 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化

(2) 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の研究代表者が研究成果を適切に確認できる体制

(3) 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な助言がなされる環境

(4) 研究者を対象とする研究倫理教育の義務化

(5) 研究者に対し、一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務化
(倫理教育責任者)

第7条 研究者の倫理向上に関し倫理教育責任者を置き、学部長及び研究科長等を充てる。

- ② 倫理教育責任者は、所属するすべての研究者を対象に研究倫理教育を実施しなければならない。
- ③ 倫理教育責任者は、前項の実施状況について統括管理責任者に報告しなければならない。
- ④ 倫理教育責任者は、指導教員等を通じて所属学生に研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(相談窓口)

第8条 学内外からの不正行為に関する相談の受付窓口を学術研究支援センターに置く。

- ② 相談窓口責任者には、学術研究支援センター長を充てる。

(告発窓口)

第9条 学内外からの不正行為に関する告発及び情報提供の受付窓口(以下「告発窓口」という。)を監査室及び告発者保護の観点から学外の第三者機関に置く。

- ② 告発窓口は、次の業務を行う。

- (1) 不正行為に係る告発の受付
- (2) 不正行為に係る告発及び提供された情報の整理
- (3) 異議申立の受付(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)
- (4) 告発者(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)への調査結果及び判定結果等の通知

(告発の受付)

第10条 告発は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話又は面談で行うことができる。

- ② 告発は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする者、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されてなければならない。ただし、告発者は、氏名の秘匿を希望することができる。

(告発の取扱い)

第11条 前条により告発があった場合は、告発窓口は速やかにその内容を最高管理責任者に報告する。

- ② 前条第1項の告発のうち、書面など告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法の場合は、告発者に受け付けたことを報告する。ただし、告発として受け付けないと判断した場合は、告発者に報告しない。

(職権による調査)

第12条 最高管理責任者は、第10条の告発があった場合及び次に掲げる不正行為に係る情報を得た場合は、調査の開始を委員会に命ずることができる。

- (1) 研究者の所属部局等から不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
- (2) 科学コミュニティ、報道からの指摘及びその他信頼性のある不正行為の情報を得た場合

- ② 前項各号の報告の受付及び提供された情報の整理は、学術研究支援センターが行う。

(他の研究機関との合同調査)

第13条 本学の研究者に対して他の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合等において、他の研究機関と合同で調査することができる。

(予備調査)

第14条 委員会は、第12条により調査の開始を命ぜられた場合は、専門分野に応じた調査及び審議の適性を確保するために、予備調査部会(以下「部会」という。)を置く。

- ② 部会は、当該案件の内容について疑義の合理性、本調査の実施可能性等の予備調査を告発等の受付から30日以内に行うものとする。
- ③ 部会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からの事情聴取又は告発に係る書面に基づき、調査する。
- ④ 部会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- ⑤ 部会は、予備調査の実施に当たっては、告発者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- ⑥ 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 委員会委員のうちから倫理委員長が指名する者 若干名

(2) その他委員会が必要と認めた者

(3) 最高管理責任者が指名する第三者機関に属する外部有識者

⑦ 前項に定める委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

⑧ 部会の長は、第6項第1号の委員のうちから倫理委員長が指名する。

(予備調査結果の報告)

第15条 部会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。

② 委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、本調査実施の可否を最高管理責任者に報告しなければならない。

③ 委員会は、不正行為の存在が認められない場合には、告発者及び調査対象者（ただし、前条第4項の規定により事情聴取を行った者に限る。）に通知しなければならない。

(予備調査に関する異議申立て)

第16条 告発者は、前条の通知に対し、正当な理由がある場合、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

② 前項の異議申立ては、通知を受けてから1週間以内に、所定の異議申立書を倫理委員長に提出することにより行わなければならない。

③ 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、本調査実施の可否について再検討を行う。

④ 前項において、委員会は、再度予備調査を行うことができる。

⑤ 前項の予備調査は、必要に応じて部会委員の交代、追加又は除外を行う。

(本調査)

第17条 予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合、委員会は、30日以内に本調査を実施しなければならない。

② 委員会は、本調査を実施する場合、調査委員会を置くものとする。

③ 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正行為の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度等について調査する。

④ 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

⑤ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為において、本調査の実施が決定された場合は、文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。

⑥ 前項のうち、本調査を実施する場合は、調査方針、調査対象及び方法等についても、報告・協議しなければならない。

⑦ 最高管理責任者は、本調査の実施が決定された場合は、裁定までの間、告発及び情報提供のあった研究に関わる研究費の支出の停止を命じるものとする。

⑧ 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員のうち倫理委員長が指名する者

(2) その他委員会が必要と認めた者

(3) 最高管理責任者が指名する第三者機関に属する外部有識者

⑨ 研究活動の特定不正行為の調査に係る調査委員会においては、前項第3号の委員が前項の委員の半数以上となるよう構成しなければならない。

⑩ 第8項の委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

⑪ 調査委員会の委員長は、第8項第1号の委員のうちから倫理委員長が指名する。

⑫ 委員長は、調査委員会の設置にあたり、調査委員の氏名・所属を告発者及び調査対象者に伝達し、1週間以内であれば異議申立てを受け付けるとともに異議申立ての内容が妥当と判断した時は、当該調査委員を交代させるものとする。

⑬ 調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 各種資料の精査（論文、実験・観察ノート、生データ等）

(3) その他本調査の実施に関して、必要と認められる事項

⑭ 前項の調査に当たっては、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、漏えいすることがないように、十分配慮しなければならない。

⑮ 調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保しなけれ

ばならない。

- ⑩ 調査委員会は、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- ⑪ 研究活動の特定不正行為においては、本調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合、文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。
- ⑫ 前項のほか、文部科学省及び配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告若しくは調査の中間報告の提出又は正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

(判定)

第18条 委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度等について判定を行う。

- ② 不正行為が行われなかったと判定される場合において、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の判定を行う。
- ③ 委員会は、第1項及び前項の判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(本調査・判定結果の通知)

第19条 委員会は、本調査の開始から150日以内に前条の判定の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- ② 委員会は、調査の内容、判定結果、調査及び判定を行った者の氏名と所属を、告発者及び調査対象者に通知しなければならない。

(本調査・判定に関する異議申立て)

第20条 不正行為が行われたと判定された調査対象者又は告発が悪意であると判定された告発者は、前条第2項の通知内容に関して、正当な理由がある場合、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

- ② 前項の異議申立ては、通知を受けてから10日以内に、所定の異議申立書を倫理委員長に提出することにより行わなければならない。
- ③ 委員会は、不正行為と判定された調査対象者から異議申立てがあった場合、告発者に通知するものとする。
- ④ 委員会は、告発が悪意であると判定された告発者から異議申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び調査対象者に通知するものとする。
- ⑤ 委員会は、第1項の異議申立てがあった場合、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査実施の可否について決定する。
- ⑥ 前項により、異議申立てを却下すべきと決定した場合は、不正行為が行われたと判定された調査対象者又は悪意であると判定された告発者に当該決定を通知する。
- ⑦ 委員会は、異議申立書を受理した場合及び前項の再調査の可否について、最高管理責任者に報告しなければならない。
- ⑧ 最高管理責任者は、第1項の異議申立てのうち、研究活動の特定不正行為においては、本調査の内容、判定の結果、異議申立てがあったこと、異議申立ての却下及び再調査の決定について、文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。

(再調査・再判定)

第21条 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合、再調査・再判定を行う。

- ② 再調査・再判定は、第17条及び第18条に定める調査及び判定の手続きを準用する。
- ③ 委員会は、異議申立ての趣旨について新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代、追加又は除外を行うものとする。
- ④ 不正行為と判定された調査対象者の異議申立ての再調査の場合、本調査の結果を覆すに足る資料等の提出及び再調査の協力を求め、協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

(再調査・再判定結果の通知)

第22条 委員会は、再調査を行う場合は、50日以内に再判定を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。この場合において、文書により調査対象者及び告発者に通知する。

- ② 前項の規定にかかわらず、委員会は、悪意に基づく告発の再調査を行う場合、30日以内に再判定を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- ③ 委員会は、再調査の内容及び再判定結果を、告発者及び調査対象者に通知しなければならない。
- ④ 告発者及び調査対象者は、第1項及び第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定及び公表等)

第23条 最高管理責任者は、第18条第1項(異議申立てにより再調査を行ったときは前条第1項。)の判定が行われた場合に、不正行為の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度等について裁定を行う。

- ② 最高管理責任者は、前項の裁定の結果、不正行為が確認された場合は、次の各号に掲げる勧告及び通知を行う。

- (1) 調査対象者の所属する学部長等への勧告
- (2) 研究活動の特定不正行為においては、文部科学省及び配分機関に対し、報告書(調査内容、調査結果、措置の内容、不正行為発生要因、再発防止策等)により通知
- (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
- (4) その他必要に応じて関連教育研究機関等への通知

- ③ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為においては、前々項の裁定の結果、不正行為が確認されなかった場合においても、文部科学省及び配分機関に通知しなければならない。

- ④ 最高管理責任者は、第18条第2項(異議申立てにより再調査を行ったときは前条第2項。)の悪意に基づく告発の確認が行われた場合に、悪意の有無、悪意の内容、関与した者、その関与の程度等について裁定を行う。

- ⑤ 最高管理責任者は、前項の結果、悪意に基づく告発と裁定した場合、告発者の所属長、文部科学省及び配分機関に通知を行う。

- ⑥ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為においては、第4項の裁定の結果、悪意に基づく告発と確認されなかった場合においても、文部科学省及び配分機関に通知しなければならない。

- ⑦ 最高管理責任者は、第1項及び第4項の裁定の結果、不正行為の存在及び悪意に基づく告発が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、研究者氏名・所属、調査結果及び措置の内容を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

- ⑧ 最高管理責任者は、第1項で不正行為の存在が認められない事案のうち、調査内容が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(措置)

第24条 前条の裁定により不正行為が明らかになった場合は、次の各号の措置を行うものとする。

- (1) 本学の研究者等による不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、名城大学学則、名城大学大学院学則及び学校法人名城大学職員規則により懲戒を行うことができる。
- (2) 本学の研究者等以外の者による不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、速やかにその者の本務先に通知する。
- (3) 本学の研究者等による不正行為が明らかになった場合は、論文等の取下げを勧告する。
- (4) その他不正行為等を排除するために要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

- ② 前項の規定に関わらず、不正行為等が明らかになった場合は、必要な法的措置をとることができる。

(調査対象者の保護)

第25条 最高管理責任者は、調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合で、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉毀損等があった場合は、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐する者の同席)

第26条 第14条から第22条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、告発者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第27条 不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求め

られた場合には、これに応じなければならない。

(告発者の保護等)

第28条 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したこと及び告発に基づいて行われた調査に協力したことを理由に、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

② 告発窓口の担当者及び倫理委員長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第29条 告発窓口の担当者及び当該告発に携わる調査関係者は、告発者、調査対象者、告発内容及び調査内容について、裁定結果の公表まで、告発者及び調査対象者の意に反して漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(事務)

第30条 研究活動の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部署の協力を得て、学術研究支援センターが分掌する。

(疑義の裁定)

第31条 この規程の施行に際し、疑義が生じた場合は、学長の裁定による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

研究者等倫理委員会取扱要項

平成20年5月29日

要項

(趣旨)

第1条 この要項は、競争的研究資金の執行・管理に関する規程第10条及び研究活動の不正行為に関する規程第5条に基づき、名城大学（以下「本学」という。）における研究活動の公正性の確保、研究費の適正な使用及び研究者等の研究倫理に関する事項を審議するため設置する研究者等倫理委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究者等の研究倫理に係る基準に関する事項
- (2) 研究者等の研究活動の倫理及び競争的研究資金の執行・管理に係る教育・啓発活動に関する事項
- (3) 研究活動の不正行為防止に関する事項
- (4) 競争的研究資金の不正使用防止に関する事項
- (5) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の調査及び判定等に関する事項
- (6) その他学長から諮問された事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長（研究担当）
 - (2) 学長が指名する学部長 若干名
 - (3) 学長が指名する研究科長 若干名
 - (4) 総合研究所所長
 - (5) 学術研究支援センター長
 - (6) 学術研究審議委員会委員のうちから学長が指名する者
 - (7) その他、必要に応じ学長が指名する者
- ② 学長が指名する本学教職員以外で、専門的知識を有する者を委員とすることができる。
- ③ 第1項第2号、第3号、第6号、第7号及び前項の委員については、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第6号、第7号及び第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 前項に規定する委員が欠けた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、副学長（研究担当）をもって充てる。

- ② 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- ③ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要がある場合に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(予備調査部会及び調査委員会)

第8条 委員会には、必要に応じて、予備調査部会及び調査委員会を置く。

- ② 前項の委員については、委員会で定める。

(学長への報告)

第9条 委員会において、議決を得た審議事項については、学長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務については、学術研究支援センターが分掌する。

附 則

この要項は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

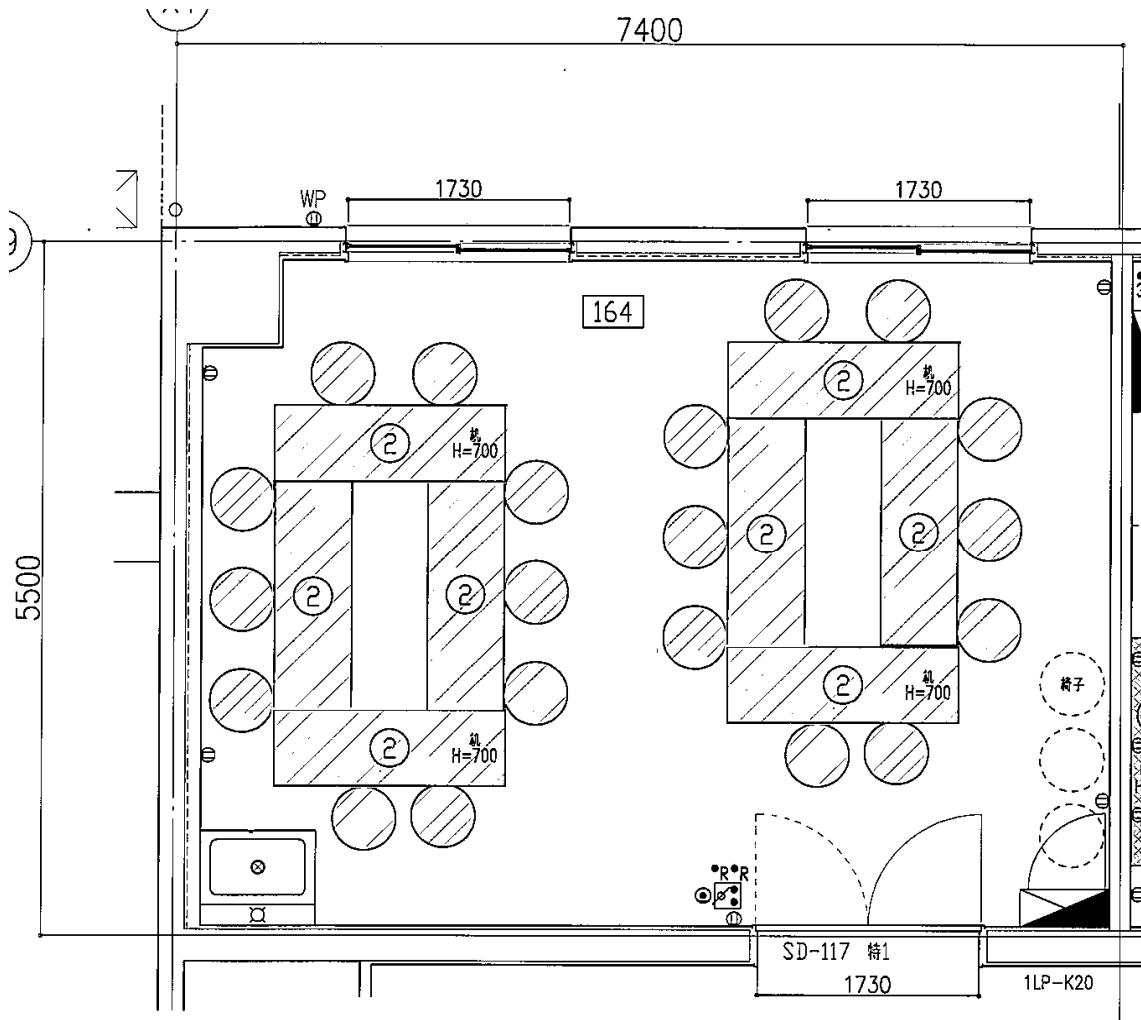
この要項は、平成22年12月11日から施行する。

附 則

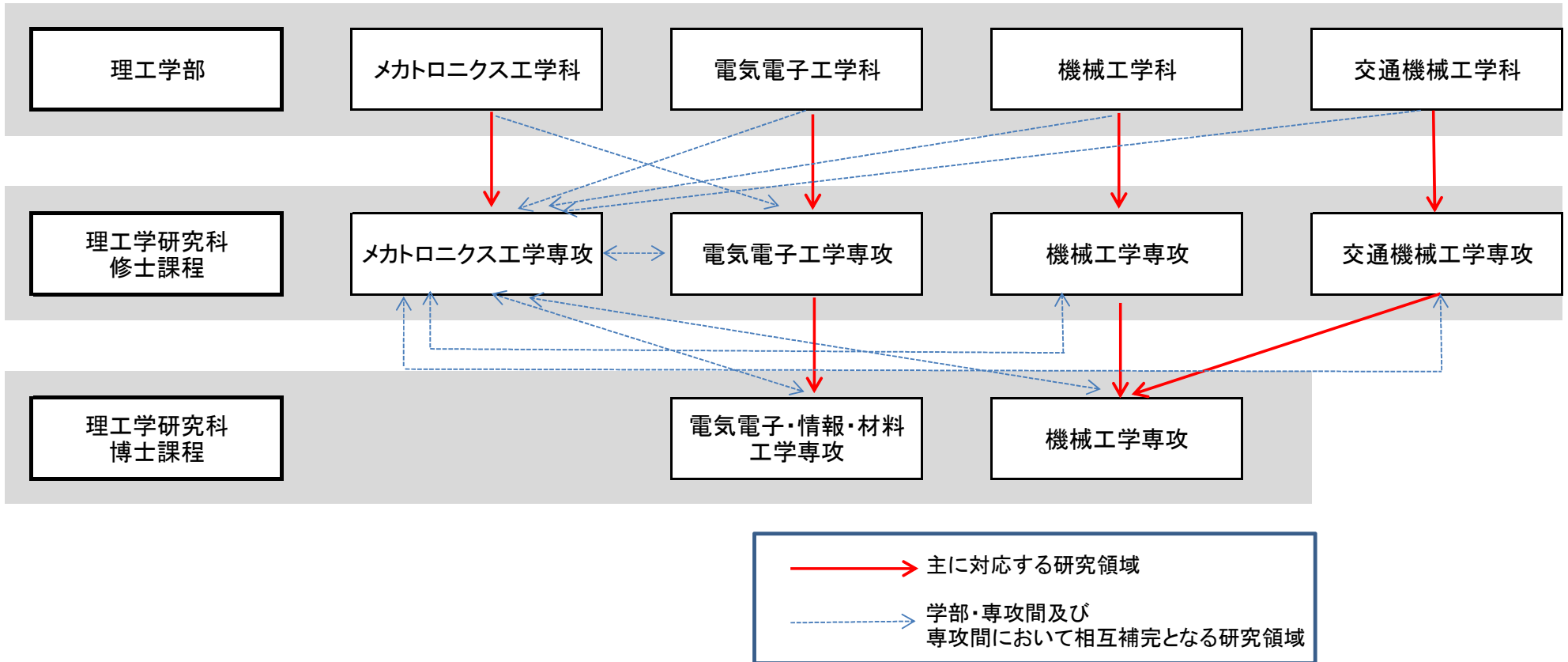
この要項は、平成27年4月1日から施行する。

メカトロニクス工学専攻 演習室・自習室 平面図

研究実験棟Ⅱ 164(演習室)



既設の学部や研究科との関係



名城大学大学院理工学研究科委員会要項

(設置)

第1条 名城大学大学院学則の定めに基づき、名城大学大学院理工学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、大学院理工学研究科委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

② 本委員会は、博士課程部会及び修士課程部会からなる。

(組織)

第2条 本委員会の博士課程部会は、本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授を以って組織し、修士課程部会は、授業科目を担当する専任の教授を以って組織する。

② 必要に応じて、本研究科の授業科目を担当する准教授等専任教員を参加させることができる。

(委員会の招集及び議長)

第3条 本委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、理工学研究科主任教授が、また、研究科長及び理工学研究科主任教授共に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議事)

第4条 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

② 本委員会の議事の承認は、出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員の選考に関しては名城大学大学院理工学研究科教員資格審査内規、また、学位授与の議事については、名城大学大学院学位規程による。

(審議事項等)

第5条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教育に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- (3) 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- (4) 学位に関する事項
- (5) 教員組織に関する事項
- (6) 教育研究に係る学則の変更に関する事項
- (7) その他本研究科の教育研究に関する重要事項

② 本委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する事項で、本委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(事務処理)

第6条 本委員会は、議事録を作成し、保存する。

(その他)

第7条 この要項の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て研究科長が定める。

(要項改正)

第8条 この要項は、本委員会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

大学評価に関する規程

平成17年5月26日

規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則第2条及び名城大学大学院学則第3条に規定する自己点検・評価に係る必要な事項を定め、適切な大学評価の推進を図ることを目的とする。

第2章 大学評価委員会

(大学評価の目的)

第2条 大学評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学（以下「本大学」という。）の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする。

(大学評価委員会の設置)

第3条 本大学に、大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の職務)

第4条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、全学的視点から審議する。

- (1) 組織評価・個人評価の企画・立案・実施に係る方針の策定に関すること
- (2) 組織評価の前提となる計画書の検証に関すること
- (3) 学部等評価委員会から提出のあった学部等評価報告書等の検証に関すること
- (4) 全学的組織評価の実施に関すること
- (5) 認証評価機関による評価に関すること
- (6) その他、学長が必要と認める事項に関すること

(評価委員会の委員)

第5条 評価委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長及び各研究科長
 - (4) 入学センター長、学務センター長、学術研究支援センター長、総合研究所長、キャリアセンター長、大学教育開発センター長、情報センター長、附属図書館長、国際化推進センター長
 - (5) 経営本部長
 - (6) その他、学長が必要と認めた者
- ② 学長が必要と認める場合には、学外有識者を委員に加えることができる。
- ③ 第1項第6号の委員については、学長が委嘱する。

(評価委員会の委員の任期)

第6条 前条第1項第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 前項に規定する委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会の委員長)

第7条 評価委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 評価委員会は、委員長が招集し、議長となる。

② 評価委員会は、委員の4分の3の出席によって成立する。

③ 議決を要する場合は、出席委員の3分の2以上の賛成による。

(委員以外の者の出席)

第9条 評価委員会は、必要がある場合には、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(協力依頼)

第10条 評価委員会は、必要な範囲内において、部署等に、資料の提出等について協力を求めることができる。

② 評価委員会は、財政及び管理運営等の点検・評価に係ることについて、学校法人名城大学に対し協力を求めることができる。

(評価委員会の事務)

第11条 評価委員会の事務は、大学教育開発センター及び経営本部総合政策部が処理する。

第3章 学部等評価委員会

(学部等評価の目的)

第12条 学部、研究科、センター、附属図書館及び研究所（以下「学部等」という。）の評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び体系的に行い、各学部等の教育目的等の達成に資することを目的とする。

(学部等評価委員会の設置)

第13条 学部等の評価等を実施するため、各学部等に学部等評価委員会を置く。

(学部等評価委員会の職務)

第14条 学部等評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、審議する。

- (1) 学部等の目的及び計画に基づいた組織評価及び個人評価の実施に関すること
- (2) 各学部等に係る認証評価機関による評価に関すること
- (3) その他、学部等評価に関すること

(学部等評価委員会の委員)

第15条 学部等評価委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学部長又は研究科長、センター長、附属図書館長及び研究所長（以下「学部長等」という。）
 - (2) 学部等から選出の委員 若干名
 - (3) その他、学部長等が必要と認めたる者
- ② 学部長等が必要と認める場合には、他学部の教員又は学外有識者を委員に加えることができる。
- ③ 第1項第2号及び第3号の委員は、学部長等が協力要請する。

(学部等評価委員会の委員の任期)

第16条 前条第1項第2号及び第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(学部等評価委員会の委員長)

第17条 学部等評価委員会に委員長を置き、学部長等がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(準用)

第18条 学部等評価委員会の委員会の運営については、第8条及び第9条の規定を準用する。

(学部等評価委員会の事務)

第19条 学部等評価委員会の事務は、各学部事務室及び学務センターが処理する。

第4章 認証評価機関による評価

(認証評価機関による評価の実施)

第20条 認証評価機関による評価については、関係法令その他認証評価機関が定める実施方法等に従い実施するものとする。

② 学長及び学部長等は、認証評価機関による評価結果により、改善が必要と認められる場合には、その改善に努めなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第21条 この規程の施行に必要なことは、別に定める。

附 則

- ① この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- ② 「自己点検・評価委員会規程」は、この規程施行の日から、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公開情報

■ 公開情報

| 基本情報

大学の基本組織、現在の学生数等の基本情報をご覧ください。

大学組織

[▶ 理念・立学の精神](#)[▶ 組織機構図](#)[▶ 役員一覧](#)[▶ 所在地・キャンパスマップ](#)[▶ 交通アクセス](#)

学生データ

[▶ 入学定員/入学者数/編入学者数](#)[▶ 収容定員/在籍者数/収容定員充足率](#)[▶ 入学者推移](#)[▶ 社会人学生数](#)[▶ 外国人留学生数](#)[▶ 海外派遣学生数](#)[▶ 卒業生数/修了者数](#)[▶ 学位授与数](#)

| 教育情報

学部・研究科の目的、教育課程の概要、学びの成果等に関する基本方針をご覧ください。

[▶ 学部](#)[▶ 大学院](#)[▶ 教職課程](#)[▶ シラバス !\[\]\(aa01ebfc70be4fd3093ce28c2f248648_img.jpg\)](#)

| 教員・研究情報

教員組織、教員の教育研究諸活動をご覧ください。

[▶ 教員数](#)[▶ !\[\]\(1f07ca0166c20613cbdc4e6e7b561b81_img.jpg\) 教員情報データベース](#)

学生生活

キャンパスの概要、大学での学びを支える奨学制度の情報をご覧ください。

› 学生支援組織

› 学費

› 経済的支援

› 課外活動

▾ 運動施設の概要

就職・進学情報

卒業後の進路に関する情報をご覧ください。

› 学部

› 大学院

▾ 主な就職先

› 就職支援組織

国際交流

海外の大学との交流、外国人留学生の学びに関する情報をご覧ください。

› 海外協定校

› 外国人留学生の受け入れ

› 在学中のサポート

› 卒業後のネットワーク

› 国際交流支援組織

経営情報

大学の財務情報、事業計画、事業報告をご覧ください。

› 事業計画・報告

› 財務情報

› 学校法人名城大学の基本戦略（MS-26）